

令和7年度 総合評価落札方式の運用方針 (工事)

令和7年 3月 31日
(令和7年 5月 19日 修正)
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和7年4月1日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本運用方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>）に掲載します。

目次(1/3)

総合評価落札方式の運用方針

1. 総合評価落札方式について

1-1 落札者の決定方法 P2

1-2 評価値の算出方法 P3

1-3 総合評価の種別と配点

1) 総合評価の種別 P4

2) 施工能力評価型の配点 P5

3) 技術提案評価型の配点 P6

2. 企業の能力等の評価

2-1 施工実績

1) 確認内容 P8

2) 評価 P8

3) 留意事項 P9

2-2 工事成績

1) 確認内容 P13

2) 評価 P13

3) 留意事項 P14

2-3 表彰

1) 確認内容 P15

2) 評価 P15

3) 留意事項 P16

2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、 建設ジュニアマスターの登用

1) 確認内容 P18

2) 評価 P18

3) 留意事項 P19

4) 参考 P21

2-5 特別港湾潜水技士の登用

1) 確認内容 P22

2) 評価 P22

3) 留意事項 P23

2-6 作業船の保有等

1) 確認内容 P24

2) 評価 P24

3) 留意事項 P26

4) 参考 P31

2-7 地元作業船の活用

1) 確認内容 P32

2) 評価 P32

3) 留意事項 P34

4) 参考 P38

2-8 ICTの活用(ICT活用計画)

1) 確認内容 P39

2) 評価 P39

3) 留意事項 P40

2-9 ワークライフバランス(WLB)推進企業

1) 確認内容 P41

2) 評価 P41

3) 留意事項 P44

3. 技術者の能力等の評価

3-1 経験

1) 確認内容 P46

2) 評価 P46

3) 留意事項 P47

目次(2/3)

3-2	工事成績		
	1) 確認内容	P56
	2) 評価	P56
	3) 留意事項	P56
3-3	表彰		
	1) 確認内容	P58
	2) 評価	P58
	3) 留意事項	P58
3-4	保有資格		
	1) 確認内容	P60
	2) 評価	P60
	3) 留意事項	P61
	4) 参考	P62
3-5	継続教育		
	1) 確認内容	P66
	2) 評価	P66
	3) 留意事項	P66
3-6	地域実績		
	1) 確認内容	P69
	2) 評価	P69
	3) 留意事項	P69
3-7	技術指導者		
	1) 確認内容	P72
	2) 評価	P72
	3) 留意事項	P73
4.	地域精通度・貢献度等の評価		
4-1	災害協定の締結・災害復旧等の実績		
	1) 確認内容	P77
	2) 評価	P77
	3) 留意事項	P77
	4) 参考	P79
4-2	ボランティア表彰・ボランティア活動実績		
	1) 確認内容	P80
	2) 評価	P80
	3) 留意事項	P80
4-3	施工実績		
	1) 確認内容	P82
	2) 評価	P82
	3) 留意事項	P83
4-4	災害時に活用できる作業船保有		
	1) 確認内容	P84
	2) 評価	P84
	3) 留意事項	P85
4-5	災害時の事業継続力の認定		
	1) 確認内容	P86
	2) 評価	P86
	3) 留意事項	P86
5.	工事信頼度等の評価		
5-1	工事信頼度等		
	1) 確認内容	P88
	2) 評価	P88

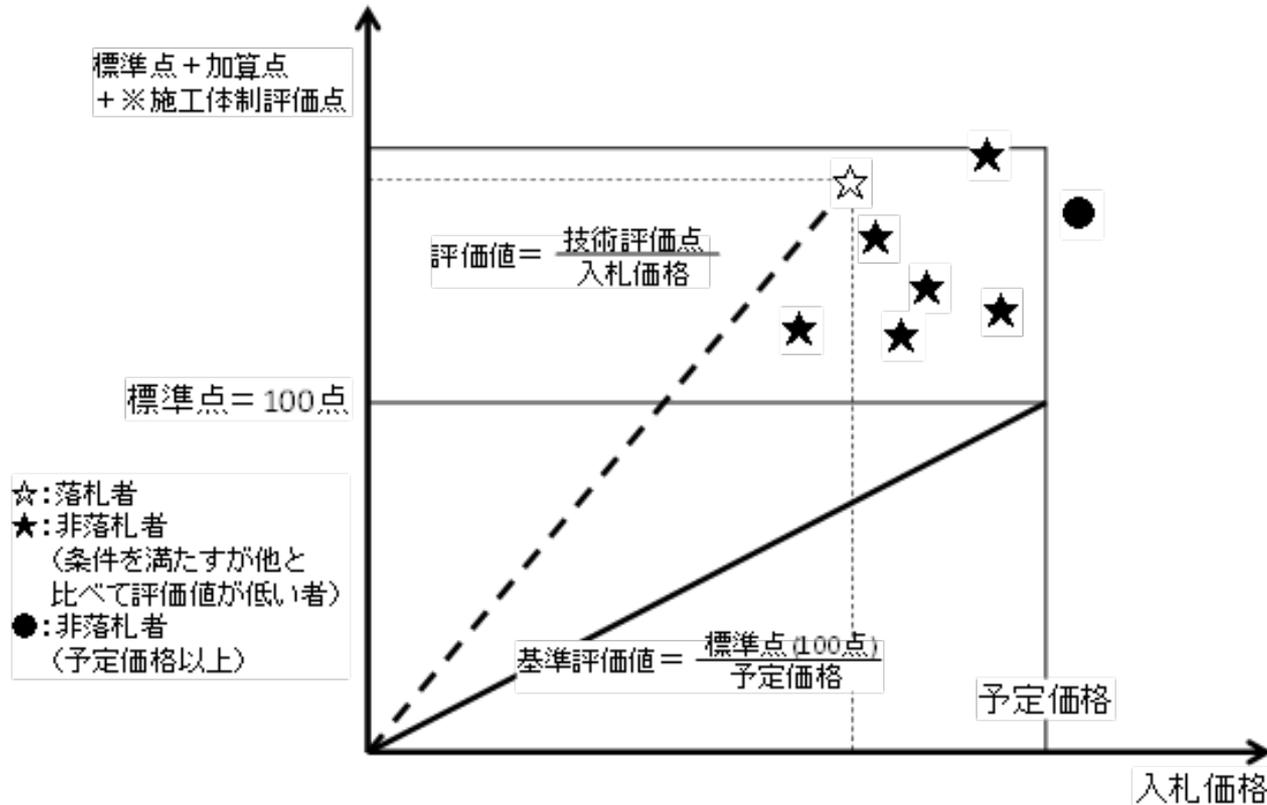
目次(3/3)

6. 加算点の算出方法	9. 賃上げ実施企業の評価
6-1 加算点の算出方法(WTO、チャレンジ型を除く)(港湾5工種)	1)確認内容 P108
1)「企業の能力等」の換算 P90	2)評価 P108
2)「技術者の能力等」の換算 P91	3)留意事項 P109
3)「地域精通度・貢献度」の算出 P91	
4)「加算点小計」の算出 P92	10. その他
5)「加算点合計」の算出 P92	10 一括審査方式 P112
6-2 加算点の算出方法(チャレンジ型)	
1)「企業の能力等」の換算 P93	
2)「技術者の能力等」の換算 P93	
3)「加算点小計」の算出 P94	
4)「加算点合計」の算出 P94	
6-3 加算点の算出方法(港湾5工種以外)	
1)「企業の能力等」の換算 P95	
2)「技術者の能力等」の換算 P95	
3)「地域精通度・貢献度」の算出 P95	
4)「加算点小計」の算出 P95	
5)「加算点合計」の算出 P95	
7. 施工計画の評価	
1)施工計画について P97	
2)評価 P98	
3)留意事項 P99	
8. 技術提案について	
1)指定テーマについて P101	
2)提案数について P101	
3)技術(工夫)の取扱いについて P101	
4)技術提案書の記載方法 P103	
5)留意事項 P104	
	別紙 評価基準表
	・港湾5工種(港湾土木A等級の工事を除く)
	・港湾5工種(港湾土木A等級の工事を除く):技術者の地域実績評価あり
	・港湾5工種(港湾土木A等級の工事を除く):地元作業船の活用評価あり
	・港湾5工種(港湾土木A等級の工事を除く):チャレンジ型
	・港湾5工種以外
	【令和7年4月1日から令和7年5月20日までに公告する案件に適用】
	・港湾土木A等級の工事
	・港湾土木A等級の工事:技術者の地域実績評価あり
	・港湾土木A等級の工事:地元作業船の活用評価あり
	・港湾土木A等級の工事:チャレンジ型
	・WTO 段階選抜(WLB試行)
	【令和7年5月21日以降に公告する案件に適用】
	・港湾土木A等級の工事
	・港湾土木A等級の工事:技術者の地域実績評価あり
	・港湾土木A等級の工事:地元作業船の活用評価あり
	・港湾土木A等級の工事:チャレンジ型
	・WTO 段階選抜(WLB試行)

1. 総合評価落札方式について

1-1 落札者の決定方法

総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とする。



- ・以下の条件を満たした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
入札価格 ≤ 予定価格
評価値 ≥ 基準評価値
- ・評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじを引かせ落札者を決定する。

1-2 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(基礎点)} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

標準点(基礎点)・・・要求要件を実現できると認められる企業に100点を付与する。

加算点・・・「企業の能力等」、「技術者の能力等」、「地域精通度・貢献度」、「施工計画」、「技術提案」、「賃上げ実施企業」の項目で構成するもの。
総合評価落札方式の種別により、評価の対象とする項目、配点は異なる。

施工体制評価点・・・施工体制に係る申請内容に応じ、最大30点を付与。(ただし、予定価格1,000万円(税込)を超える工事に限る。)

1-3 総合評価の種別と配点

1) 総合評価の種別

		施工能力評価型		技術提案評価型		
		II型	I型・I型(施工計画重視型)	S型(WTO・非WTO)	AIII型	AI型、AII型
分類の考え方	工事内容	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	・施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	・高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	AI: 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 AII: 有力な構造・工法が複数ある場合
	提案内容	・求めない	・施工計画	・施工上の工夫等に係る提案	・部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	・施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
	評価方法	・企業・技術者の能力等のみで評価	・I型は可・不可の二段階で評価 ・施工計画重視型は点数化して評価	・点数化して評価	・点数化して評価	
	ヒアリング	・実施しない	・必要に応じ(施工計画の代替も可)	・必要に応じ	・必須	
	段階選抜	・実施しない	・必要に応じ	・必要に応じ	・必要に応じ	
	予定価格	・標準案に基づき予定価格を作成		・標準案に基づき予定価格を作成	・技術提案に基づき予定価格を作成	
評価イメージ			<p>企業・技術者の能力等により絞り込み(5~10者程度)※</p> <p>※は必要に応じて実施</p>	<p>企業・技術者の能力等により絞り込み(5~10者程度)※2</p> <p>※1 WTOの場合、企業・技術者の能力等の評価は行わない ※2 必要に応じて実施</p>	<p>企業・技術者の能力等と簡易な技術提案により絞り込み(3~5者程度)※</p> <p>※は必要に応じて実施</p>	
	<p>※は必要に応じて実施</p>					

1-3 総合評価の種別と配点

2) 施工能力評価型の配点

① 施工能力評価型 (I型・施工計画重視型)

総合評価対象 40+3(30+2)				
施工計画	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度	賃上げ 実施企業
20(15)	8(6)	8(6)	4(3)	3(2)

④ 施工能力評価型 (II型)

総合評価対象 40+3(30+2)			
企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度	賃上げ 実施企業
16(12)	16(12)	8(6)	3(2)

② 施工能力評価型 (I型)

総合評価対象 40+3(30+2)				
施工計画 (可か不可のみを評価)	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度	賃上げ 実施企業
	16(12)	16(12)	8(6)	3(2)

③ 施工能力評価型 (I型・施工計画重視型・チャレンジ型)

総合評価対象 30+2(20+2)			
施工計画	企業の 能力等	技術者の 能力等	賃上げ 実施企業
20(15)	5(2.5)	5(2.5)	2(2)

「地域精通度等」は設定しない。

※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする

1-3 総合評価の種別と配点

3) 技術提案評価型の配点

① 技術提案評価型(A型)

総合評価対象70+4 (50+3)		段階選抜対象 40or60		
技術提案	賃上げ 実施企業	簡易な 技術提案※	企業の 能力等	技術者の 能力等
70 (50)	4(3)	20	20	20

※簡易な技術提案は段階選抜で必要に応じて評価

② 技術提案評価型(S型・WTO・段階選抜方式)

総合評価対象60+4		※段階選抜対象 30	
技術提案	賃上げ 実施企業	企業の 能力等	技術者の 能力等
60	4	15	15

③ 技術提案評価型(S型・WTO)

総合評価対象60+4+1		
技術提案	賃上げ 実施企業	WLB 推進企業
60	4	1

④ 技術提案評価型(S型・非WTO)

総合評価対象50+3 (40+3)				
技術提案	企業の 能力等	技術者の 能力等	地域精通 度・貢献度	賃上げ 実施企業
30 (20)	8	8	4	3(3)

⑤ 技術提案評価型(S型・非WTO・チャレンジ型)

総合評価対象40+3 (30+2)			
技術提案	企業の 能力等	技術者の 能力等	賃上げ 実施企業
30 (20)	5	5	3(2)

※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする

「地域精通度等」は設定しない。

2. 企業の能力等の評価

2-1 施工実績

1) 確認内容

入札説明書において、同種性が認められる工事の実績の有無を確認する。なお、より同種性が高い工事である場合は、加点評価する。(当該工事に使用する主作業船を使用した一次下請け実績の場合は、より同種を満たす実績であっても加点評価しない。)

2) 評価

チャレンジ型以外

評価項目		評価基準	配点
施工実績	過去15年間に完成・引渡し完了した同種工事の実績 (JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり	2.5点
		同種性が認められる工事の実績あり	0.0点
		・実績なし ・対象工事が65点未満	欠格

チャレンジ型

評価項目		評価基準	配点
施工実績	過去15年間に完成・引渡し完了した同種工事の実績 (JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり	4.0点
		同種性が認められる工事の実績あり	0.0点
		・実績なし ・対象工事が65点未満	欠格

※WTOについては、参加要件の確認のみとし、加点評価はしない。(段階選抜対象工事を除く。)

2-1 施工実績

3) 留意事項

○全般

- ・施工実績は、別記様式『同種工事の施工実績等』の「工事名称」、「工事成績」、「より同種性の高い工事の有無」、「工事概要」及び、根拠として添付する資料で確認している。そのため、当該施工実績についての的確に判断できる必要最小限の資料を添付すること。ただし、記載されたCORINS登録番号に基づく情報で、同種工事实績の内容が確認できる場合は資料の添付は不要。なお、記載根拠が不明確な場合、評価しない。
- ・別記様式に記載する施工実績は1件とする。入札説明書の「企業における同種工事の施工実績」を複数設定している場合や、建設共同企業体で申請する場合等、複数の工事实績を申請する必要がある場合は、様式を複写して記載すること。

○受注形態

- ・受注形態が甲型共同企業体の場合で、出資比率が20%未満の場合は、欠格となる。また、乙型共同企業体の場合、入札説明書の「企業における同種実績の施工実績」に該当する施工を当該工事で担当していない場合、欠格となる。

○工事成績

- ・申請した工事が、全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）である場合で、工事成績が65点未満の場合、欠格となる。

2-1 施工実績

- 「企業における同種工事の施工実績」において元請け実績がない場合に、下請け実績を同種実績として認める。
- ・港湾土木工事もしくは港湾等しゅんせつ工事の作業船を使用する工事(WTO以外)について、当該工事の競争参加要件で求める「企業における同種工事の施工実績」について、主作業船を使用した会社の元請け実績がない場合、企業の過去15年間における当局発注工事の主作業船を使用した一次下請けによる実績を認める。ただし、当該実績が加対象となる条件を満たす場合であっても、加点评価はしない。また、申請書に記載した内容が確認できる根拠資料(施工体制台帳、下請け契約書等)については、必ず添付の上、記載の根拠となる該当箇所には赤色アンダーライン等で明確にすること。記載根拠が不明確な場合、評価しない。

下請け実績を認める場合は以下のとおり

- ・一次下請けの企業として配置された場合。
- ・一次下請け実績の作業船と当該工事における主作業船が同じ。
- ・一次下請け実績で自社保有又は共同保有の主作業船を使用。

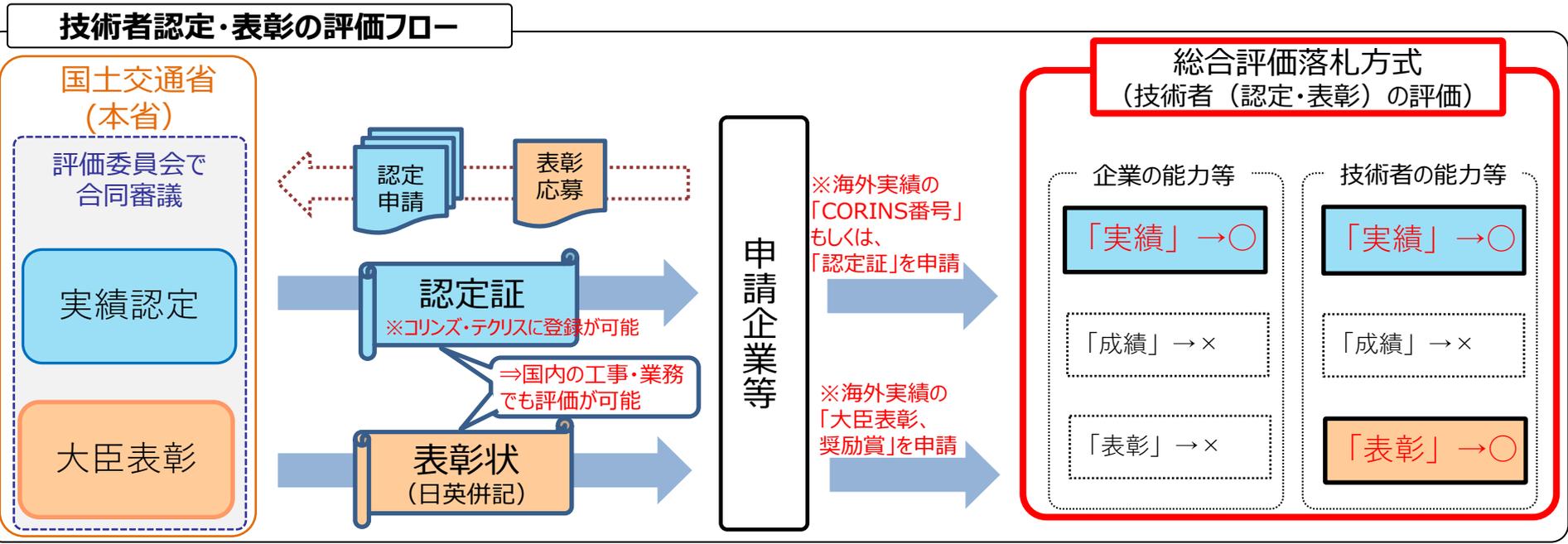
下表に示す主作業船のうち当該工事で使用する船舶を対象(規格は問わない)とする。

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

2-1 施工実績

- 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により、認定された海外実績を国内工事の実績と同様に評価する。
 - ・本認定・表彰制度により、海外実績認定されたものについて、「CORINS登録番号」もしくは「国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定証の写し及び当該工事の内容について確認出来る日本語で記載された資料」を提出すること。なお、記載根拠が不明確な場合、評価しない。

【参考】海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における評価フロー



2-1 施工実績

○より同種性の高い工事の有無

- ・「より同種性の高い工事」とは、「企業における同種工事の施工実績」要件を満たし、かつ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する実績がある場合を指す。
- ・施工実績として、より同種性の高い工事を申請する場合は、別記様式『同種工事の施工実績等』の「より同種性の高い工事の有無」の項目について「有」を選択すること。「無」を選択、若しくは未記載、また一次下請けの実績の場合、「工事概要」及び根拠資料で「より同種性の高い工事」であることが記載されていても、加点評価しない。

○工事概要

- ・「工事概要」の記載は、「企業における同種工事の施工実績」あるいは、「より同種性の高い工事」が判断できる記載のみでよい。

例)「企業における同種実績の施工実績」

以下に掲げる同種工事の実績を有すること。なお、(ア)と(イ)は同一工事でなくてもよい。

(ア)〇〇の製作実績

(イ)〇〇の据付実績

「より同種性の高い工事」

●t以上の〇〇の据付実績

この場合、「より同種性の高い工事」の評価を得るには、「〇〇の製作実績」と「●t以上の〇〇の据付実績」の両方が必要となる。

2-2 工事成績

1) 確認内容

中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年又は10年間に完了した当該工種の工事の平均評定点を確認する。

2) 評価

評価項目		評価基準	配点
工事成績	中部地方整備局(港湾空港関係)において過去5年又は10年間に完了した当該工種の工事の平均評定点 [500万円以上の工事]	平均点80点以上	3.0点
		平均点78点以上80点未満	2.5点
		平均点76点以上78点未満	2.0点
		平均点74点以上76点未満	1.5点
		平均点72点以上74点未満	1.0点
		平均点70点以上72点未満	0.5点
		平均点70点未満又は過去10年間に実績がない	0.0点
		過去2年間の平均点が65点未満	欠格

- ※WTO及びチャレンジ型については、工事成績の評価項目を設定しない。(段階選抜対象工事を除く。)
- ※「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。
- ※過去5年間に完了した当該工種の工事実績がある場合は、過去5年間の平均評定点で評価し、ない場合は過去10年間の平均評定点で評価する。なお、過去10年間の平均評定点を適用する場合、記載の配点に0.5を乗じた値を工事成績の評価点とする。

2-2 工事成績

3) 留意事項

- 過去2年間の当該工種の平均評定点が65点未満の場合、欠格となる。
- 毎年6月1日以降の公告分より、過去5年又は10年の対象年度が切り替わる。

例) 過去5年間

R06.6.1～R07.5.31まで H31(R01)～R05年度における工事成績の平均

R07.6.1～R08.5.31まで R02～R06年度における工事成績の平均

過去10年間

R06.6.1～R07.5.31まで H26～R05年度における工事成績の平均

R07.6.1～R08.5.31まで H27～R06年度における工事成績の平均

- 別記様式『当該工種の平均評定点』の「成績評価対象期間」の選択項目「過去5年間の工事実績あり」・「過去10年間の工事実績あり」・「過去10年間の工事実績なし」のいずれかに「○」をつけること。なお、どの項目にも「○」が無い場合、若しくは未記載の場合、別記様式『当該工種の平均評定点』の提出があっても、「工事成績」については加点評価しない。提出された内容は、当局データとの照合を行っているため、工事実績の記載にあたっては、記入漏れ、記入間違いが無いか確認の上、提出すること。

- 過去の工事実績及び工事成績点について不明な場合は、入札説明書に記載されている担当部局に問い合わせることが可能。

2-3 表彰

1) 確認内容

過去3年間のインフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)(国土交通大臣賞、優秀賞)及び中部地方整備局(港湾空港関係)の優良工事表彰、安全工事表彰、その他表彰の有無について確認する。

2) 評価

評価項目		評価基準	配点
表彰	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)、中部地方整備局(港湾空港関係)の優良工事表彰、安全工事表彰、又はその他表彰[過去3年間]	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)又は優良工事表彰(局長表彰)あり	1.0点
		優良工事表彰(部長表彰、事務所長表彰)、安全工事表彰、又はその他表彰あり	0.5点
		表彰なし	0.0点

- ※WTO及びチャレンジ型については、表彰の評価項目を設定しない。
- ※「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。
- ※その他表彰とは下請け表彰を指す。
- ※「インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」の評価対象は、国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事で表彰されたものとする。

2-3 表彰

3) 留意事項

○インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)は、毎年4月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。

例) R07.4.1～R08.3.31まで R04・05・06年度における表彰実績

○優良工事表彰、安全工事表彰、その他表彰は、毎年8月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。

例) R06.8.1～R07.7.31まで R04・05・06年度における表彰実績
R07.8.1～R08.7.31まで R05・06・07年度における表彰実績

○インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)は、受賞した工事の工種に限らず、全港湾5工種工事で加点評価する。

○優良工事表彰、その他表彰については、受賞した工事の工種に限り加点評価し、安全工事表彰は受賞した工事の工種に限らず、全港湾5工種工事で加点評価する。

○安全工事表彰

・港湾5工種(空港等土木工事、港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等舗装工事、港湾等鋼構造物工事)のいずれかの工種で受賞実績のある場合、全港湾5工種で評価する。ただし、港湾5工種以外で受賞実績がある場合、受賞した工事の工種に限り評価する。

2-3 表彰

- 優良工事表彰については、営業停止の措置がある場合、安全工事表彰については事故等により文書注意以上の措置がある場合、再度表彰があるまでは、評価点を付与しない。ただし、再度表彰されれば加点評価する。
- 複数の表彰実績がある場合でも、評価点が最大となる1表彰に限り加点評価する。

2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用

1) 確認内容

登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれの資格に指定(「別記条件書」に記載)している当該工種の全施工期間において配置するかについて確認する。

2) 評価

評価項目		評価基準	配点	
登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれの資格に指定(「別記条件書」に記載)している当該工種の全施工期間に配置	以下のいずれかを配置 ○船団長に登録海上起重基幹技能者を配置 ○建設マスターを配置 ○建設ジュニアマスターを配置	1.0点	1.0点
		登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置なし	0.0点	

※WTO及び空港等土木工事、空港等舗装工事、港湾5工種以外の工事については、評価項目を設定しない。

2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用

3) 留意事項

○全般

- ・「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」については、別記様式『同種工事の施工実績等』の「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置の有無」、別記様式『登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用等』の全記載内容及び、根拠として添付する資料で確認している。そのため、申請書に記載した内容が確認できる根拠資料（「登録海上起重基幹技能者講習修了証」及び「顕賞状」の写し等の書類）については必ず添付の上、記載の根拠となる該当箇所には赤色アンダーライン等で明確にすること。記載根拠が不明確な場合、加点评価しない。
 - ・配置する登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターは、元請け職員もしくは下請け職員のどちらでも構わない。
 - ・配置する期間は、それぞれの資格に指定（「別記条件書」に記載）している当該工種の全施工期間において配置する必要がある。やむを得ない場合（病気等特別な理由）を除き、申請した技術者又は申請した技術者と同様の資格を有する技術者を当初から配置できない、又は途中で解除を行う場合、工事成績評定点から3点減点とする。
- ※配置する期間について、例えば浚渫工事の場合は、グラブ浚渫船等により浚渫作業を実施する期間を当該資格者の配置期間として考慮する。

2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用

- 登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置の有無
 - ・登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置を申請する場合は、別記様式『同種工事の施工実績等』の「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置の有無」の項目について、「有」を選択の上、別記様式『登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用等』を作成すること。なお、「無」を選択、もしくは未記載の場合、『登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用等』の提出があっても、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」については加点評価しない。
- 配置する登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの所属
 - ・申請する登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの所属（会社名、申請者との関係）について、記載すること。申請内容が不明確な場合、加点評価しない。
- 登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置
 - ・申請する登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターは1名とし、申請した技術者又は申請した技術者と同様の資格を有するものを1名以上配置できればよい。なお、申請した技術者以外のものを配置する場合、申請した技術者と同様の資格を有し、元請けもしくは下請け企業との雇用関係があるものを当該工種における工事着手日までに変更又は追加し配置すれば配置されたこととみなす。

2-4 登録海上起重基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの登用

○登録海上起重基幹技能者、建設マスター、又は建設ジュニアマスターの資格証明書類・資格について、登録海上起重基幹技能者で申請する場合は、国土交通大臣が登録した機関（(一社)日本海上起重技術協会）が実施する登録海上起重基幹技能者講習を修了したことを証明する「登録海上起重基幹技能者講習修了証」、建設マスターで申請する場合は、国土交通大臣からの「顕賞状」の写し、建設ジュニアマスターで申請する場合は、土地・建設産業局長からの「顕賞状」の写しを提出し、内容が相違ないことを確認できれば、加点評価する。

4) 参考

港湾工事における適用例

配置を求める工種	対象となる登録基幹技能者	対象となる建設マスター・建設ジュニアマスターの職種
浚渫工	海上起重	しゅんせつ工、建設機械運転工(海上工事)
ケーソン・ブロック等据付	海上起重	建設機械運転工(海上工事) 潜水作業がある場合：潜水士
海上地盤改良工	海上起重	建設機械運転工(海上工事)
岸壁補修等 [※]	——	潜水作業がある場合：潜水士

※潜水作業を想定するような工事(既設鋼管杭の補修等)において適宜設定

2-5 特別港湾潜水技士の登用

1) 確認内容

港湾作業管理者を必要とする作業日(潜水士3名以上の者が潜水作業を行う場合の全期間)、特別港湾潜水技士の有資格者を港湾作業指揮者として配置するかについて確認する。

2) 評価

WTO以外の当局指定※の工事に適用

評価項目		評価基準	配点
特別港湾潜水技士の登用	潜水作業管理者を必要とする作業日(3名以上の者が潜水作業を行う場合の全期間)、有資格者を配置	潜水作業管理者に「特別港湾潜水技士」の有資格者を配置	1.0点
		資格無し	0.0点

※当局指定の工事

WTO案件を除く捨石均し、ケーソン・ブロック等の据付等の工種が含まれる工事より選定する。

2-5 特別港湾潜水技士の登用

3) 留意事項

○全般

- ・「特別港湾潜水技士の登用」については、別記様式『同種工事の施工実績等』の「特別港湾潜水技士の配置の有無」の全記載内容で確認する。なお、配置する特別港湾潜水技士の証明資料の提出は不要とする。
- ・配置する特別港湾潜水技士は元請け職員もしくは下請け職員のどちらでも構わない。
- ・配置する期間は、潜水作業管理者の配置が求められる潜水作業日(潜水士3名以上の者が潜水作業を行う場合の全期間)において、特別港湾潜水技士の有資格者である潜水作業管理者を配置する必要がある。なお、履行が認められなかった場合は、技術提案内容を満たさない場合の措置とは別に工事成績評定を1点減点する。ただし、受注者の責によらない場合は不履行の対象外とする。

2-6 作業船の保有等

1) 確認内容

対象工事で申請者が保有している作業船を使用する場合、作業船の保有形態、環境性能、新造について確認する。

2) 評価

評価項目		評価基準	配点	
作業船の保有等	当該工事に使用する作業船の保有形態	当該工事に使用する作業船を保有 登記簿の保有比率50%以上又は、海上保険証券の保険支払比率50%以上	1.0点	1.0点
		当該工事に使用する作業船を保有 登記簿の保有比率20%以上50%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%以上50%未満	0.5点	
		当該工事に使用する作業船を保有 登記簿の保有比率20%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%未満	0.25点	
		保有していない	0.0点	
	上記項目(当該工事に使用する作業船の保有)で評価した作業船の環境性能(注1)(注2)(注3)(注4)	全ての原動機が環境性能を満足 出資比率が50%以上	1.0点	1.0点
		全ての原動機が環境性能を満足 出資比率が20%以上50%未満	0.5点	
		全ての原動機が環境性能を満足 出資比率が20%未満	0.25点	
		いずれかの原動機が環境性能を満足していない、または、いずれの作業船も保有していない	0.0点	
	作業船の新造(注1)(注2)(注5)	自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する 出資比率が50%以上	1.5点	1.5点
		自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する 出資比率が20%以上50%未満	0.75点	
		自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する 出資比率が20%未満	0.25点	
		新造なし	0.0点	

※WTO及びチャレンジ型、港湾5工種以外の工事については、作業船の保有等の評価項目を設定しない。

2-6 作業船の保有等

- (注1) 環境性能を満足する作業船とは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)」第19条の3に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」(平成22年改正)を満足していることとする。
- (注2) 「環境性能」と「新造」の重複した評価はしない。
- (注3) 平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を評価対象の加算点とする。
- (注4) 作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)」及び「中古船の買収」のみに関わる当該申請者の出資比率に応じた加算点とする。加点期間は、原動機製造後(新品取替)15年、中古船については建造後15年とする。
- (注5) 平成22年7月以降に自ら「新造」したものを対象とし、新造のみに関わる当該申請者の出資比率に応じた加算点とする。なお、加点期間は新造後15年とする。

2-6 作業船の保有等

3) 留意事項

○全般

- ・「作業船の保有等」については、別記様式『同種工事の施工実績等』の「評価対象作業船の使用有無」、別記様式『工事に使用する作業船について』の全記載内容及び、根拠として添付する資料で確認している。そのため、申請書に記載した内容が確認できる根拠資料(「登記簿」「海上保険証券」「株主名簿記載事項証明書」「国際大気汚染防止原動機証書」「売買契約書」等の写し等)については必ず添付の上、記載の根拠となる該当箇所には赤色アンダーライン等で明確にすること。記載根拠が不明確な場合、加点評価しない。
- ・作業船は、複数の船舶の申請を可とする。その場合、様式を複写し、使用すること。なお、複数申請した船舶のうち、当該工事において1隻使用すればよい。ただし、評価は作業船の保有等の評価点が最少になる船舶を対象に加点評価する。
- ・申請した作業船を当該工事で使用しなかった場合、工事成績評定点から3点減点とする。

○評価対象作業船の使用有無

- ・作業船の使用を申請する場合は、別記様式『同種工事の施工実績等』の「評価対象作業船の使用有無」の項目について、「有」を選択の上、別記様式『工事に使用する作業船について』を作成すること。なお、「無」を選択、もしくは未記載の場合、「工事に使用する作業船について」の提出があっても、加点評価はしない。

2-6 作業船の保有等

○作業船の保有形態

- ・「当該工事に使用する作業船の保有」については、「持ち分比率100%のいずれかの作業船を保有」、もしくは「持ち分比率100%未満のいずれかの作業船を保有」の確認を行う。そのため、作業船の共有及び持ち分(出資)比率が確認できる資料として、「登記簿」や「海上保険証券」等の写しを、根拠資料として添付すること。
- ・作業船を子会社が保有又は子会社と共有している場合は、親会社の子会社の株式を保有していることを確認できる資料として「株主名簿記載事項証明書」等の写しを、根拠資料として添付すること。

※保有形態の定義

- ・自社保有船舶とは、100%自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社が100%所有の船舶又は親会社と共有で100%所有している船舶をいう。また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、かつ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も自社保有船舶に含むことができる。
- ・共有船舶については、当該船舶の所有あるいは所有船舶の現行機能を保持するにあたり、新造、改良または機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶をいう。

2-6 作業船の保有等

○作業船の諸元

- ・申請できる作業船は、別記条件書の「評価対象作業船」に記載のある船種のみを対象とする。その他の船種の記載があっても加点評価しない。
- ・申請する作業船舶の諸元が確認できる「登記簿」「納税証明書」「海上保険証券」等の写しを添付すること。

【参考】評価対象作業船の船種

下表に示す作業船より、公告時に設定する。

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

2-6 作業船の保有等

○環境性能の高い作業船使用の有無

- ・環境性能の高い作業船の使用を申請する場合は、別記様式『工事に使用する作業船について』の「環境性能の高い作業船使用の有無」の項目について、「有」を選択の上、「作業船に設置された原動機一覧」について記載すること。なお、「無」を選択、もしくは未記載の場合、「作業船に設置された原動機一覧」の記載があっても加点評価はしない。
- ・「環境性能」の評価は、作業船を所有するとともに「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」(以下基準)を満足しているものを対象とし、作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)」及び「中古船の買収」のみに関する当該申請者の出資比率に応じた加算点とする。なお、平成22年改正前の基準を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を加算点とする。

○作業船に設置された原動機一覧

- ・環境性能達成の有無については、作業船に設置された原動機に対して発行される「国際大気汚染防止原動機証書」にて判断するため、「作業船に設置された原動機一覧」に記載した原動機各々に対する「国際大気汚染防止原動機証書」の写しと、それに伴う作業船の写真(船名がわかるもの)や原動機の写真(形式番号がわかるもの)を添付すること。「国際大気汚染防止原動機証書」の提出がない場合は、加点評価しない。
- ・工事に使用する作業船に設置された原動機一覧には、作業船建造時に設置された原動機、もしくは建造時に設置された原動機を撤去した場合は、代替設置された原動機のすべてを記載すること。なお、いずれかの原動機において、環境性能を達成(「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足しているもの)していない場合は、加点評価しない。

2-6 作業船の保有等

○作業船の新造

- ・「作業船の新造」については、平成22年7月以降に自ら「新造」し、かつ作業船の財産を所有するとともに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足するものを対象とし、新造のみに関わる当該申請者の出資比率に応じた加算点とする。なお、加点期間は、新造後15年とする。そのため、出資比率や建造後の期間を確認する資料として、「売買契約書」等の写しを、根拠資料として添付すること。

2-6 作業船の保有等

4) 参考

(関連法令)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(抄)

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十九条の三

船舶に設置される原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。)から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

同 施行令(抄)

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の七

法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であつて、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が14.4以下であること。
二 ディーゼル機関であつて、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下であること。
三 ディーゼル機関であつて、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が7.7以下であること。
四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。
備考 1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。	

2-7 地元作業船の活用

1) 確認内容

対象工事で地元企業が所有する作業船をそれぞれに指定(「別記条件書」に記載)している**主要工種**の作業日数**30%以上**に使用するかについて確認する。
 また、地元企業が所有する作業船の環境性能、新造についても確認する。

2) 評価

WTO、チャレンジ型以外の当局指定※の工事に適用

評価項目		評価基準	配点	
地元作業船の活用	地元企業が所有する作業船をそれぞれ指定(「別記条件書」に記載)している 主要工種 の作業日数の 30%以上 に使用(注1)(注2)	地元企業の所有する作業船を使用	1.0点	1.0点
		使用なし	0.0点	
	上記項目(当該工事に使用する地元企業が所有する作業船)で評価した作業船の環境性能(注3)(注4)(注5)(注6)	全ての原動機が環境性能を満足	1.0点	1.0点
		いずれかの原動機が環境性能を満足していない	0.0点	
	作業船の新造(注3)(注4)(注7)	地元企業が自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する	1.5点	1.5点
		新造なし	0.0点	

※当局指定の工事

技術提案評価型S型による「港湾土木工事(A等級対象工事)」「港湾等しゅんせつ工事(A等級対象工事)」において、主作業船を使用する工事より選定。

※本評価は、企業の実績等「作業船の保有等」に換えて評価を実施する。

2-7 地元作業船の活用

- (注1) 地元企業とは、愛知県・三重県で施工する工事は愛知県又は三重県に本社・本店を有している企業、静岡県で施工する工事は静岡県内に本社・本店を有している企業とする。
- (注2) 作業船の使用が主要工種を含む複数工種にまたがる場合には、複数工種の合計作業日数の30%以上でも可とする。また複数の地元作業船を使用して、主要工種及び主要工種を含む複数工種の作業を行う場合も、地元作業船の合計作業日数が30%以上使用すること。
- (注3) 環境性能を満足する作業船とは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)」第19条の3に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」(平成22年改正)を満足していることとする。
- (注4) 「環境性能」と「新造」の重複した評価はしない。
- (注5) 平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を評価対象の加算点とする。
- (注6) 加点期間は、作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)」については原動機製造後(新品取替)15年、「中古船の買収」については建造後15年とする。
- (注7) 平成22年7月以降に自ら「新造」したものを対象とし、加点期間は新造後15年とする。

2-7 地元作業船の活用

3) 留意事項

○全般

- ・「地元作業船の活用」については、別記様式『同種工事の施工実績等』の「地元作業船の使用有無」、別記様式『工事に使用する地元作業船について』の全記載内容及び、根拠として添付する資料で確認している。そのため、申請書に記載した内容が確認できる根拠資料（「登記簿」「海上保険証券」「株主名簿記載事項証明書」「国際大気汚染防止原動機証書」「売買契約書」等の写し等）については必ず添付の上、記載の根拠となる該当箇所には赤色アンダーライン等で明確にすること。記載根拠が不明確な場合、加点評価しない。
- ・作業船は、複数の船舶の申請を可とする。その場合、様式を複写し、使用すること。なお、複数申請した船舶のうち、当該工事における**主要**工種の作業日数の**30%以上**を使用すればよい。ただし、評価は地元作業船の活用の評価点が最少になる船舶を対象に加点評価する。
- ・受注者の責により、申請した地元作業船を**主要**工種の作業日数の**30%以上**に使用できなかった場合、工事成績評定点から3点減点とする。受注者の責によらない場合は、この限りではない。
- ・地元作業船は、元請けもしくは下請けに関わらず加点評価する。

○地元作業船の使用有無

- ・地元作業船の使用を申請する場合は、別記様式『同種工事の施工実績等』の「地元作業船の使用有無」の項目について、「有」を選択の上、別記様式『工事に使用する地元作業船について』を作成すること。なお、「無」を選択、もしくは未記載の場合、「工事に使用する地元作業船について」の提出があっても、加点評価はしない。

2-7 地元作業船の活用

○作業船の諸元

- ・申請書提出時点における地元作業船の所有者及び地元作業船の種類、船名が確認できる証明資料として、「登記簿」や「海上保険証券」等の写しを添付すること。
(非自航船等により、登記簿が無い場合は、海上保険証券の写しのみでもよい。ただし、根拠資料として添付された資料等により地元作業船の所有者及び地元作業船の種類、船名が確認できない場合は、加点評価しない。)
- ・作業船を子会社が保有又は子会社と共有している場合は、親会社が子会社の株式を保有していることを確認できる資料として「株主名簿記載事項証明書」等の写しを、根拠資料として添付すること。

※地元企業が所有する船舶の定義

- ・地元企業が所有する船舶とは、地元企業が自社保有する船舶を指す。
自社保有する船舶とは、100%自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社が100%所有の船舶又は親会社と共有で100%所有している船舶をいう。
また、地元企業が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、かつ、実態として地元企業が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も自社保有船舶に含めることができる。

- ・申請できる作業船は、別記条件書の「評価対象作業船」に記載のある船種のみを対象とする。その他の船種の記載があっても加点評価しない。
- ・申請する作業船舶の諸元が確認できる「登記簿」「納税証明書」「海上保険証券」等の写しを添付すること。

【評価対象作業船】※以下に示す作業船より、当該工事の公告時に設定

グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、旋回起重機船、固定起重機船、クレーン付台船

2-7 地元作業船の活用

○環境性能の高い作業船使用の有無

- ・環境性能の高い作業船の使用を申請する場合は、別記様式『工事に使用する地元作業船について』の「環境性能の高い作業船使用の有無」の項目について、「有」を選択の上、「作業船に設置された原動機一覧」について記載すること。なお、「無」を選択、もしくは未記載の場合、「作業船に設置された原動機一覧」の記載があっても加点評価はしない。
- ・「環境性能」の評価は、地元企業が所有する船舶であるとともに「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」(以下基準)を満足しているものとする。なお、平成22年改正前の基準を満足している作業船の申請については、配点に0.5を乗じた値を加算点とする。

○作業船に設置された原動機一覧

- ・環境性能達成の有無については、作業船に設置された原動機に対して発行される「国際大気汚染防止原動機証書」にて判断するため、「作業船に設置された原動機一覧」に記載した原動機各々に対する「国際大気汚染防止原動機証書」の写しと、それに伴う作業船の写真(船名がわかるもの)や原動機の写真(形式番号がわかるもの)を添付すること。「国際大気汚染防止原動機証書」の提出がない場合は、加点評価しない。
- ・工事に使用する作業船に設置された原動機一覧には、作業船建造時に設置された原動機、もしくは建造時に設置された原動機を撤去した場合は、代替設置された原動機のすべてを記載すること。なお、いずれかの原動機において、環境性能を達成(「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足しているもの)していない場合は、加点評価しない。

2-7 地元作業船の活用

○作業船の新造

- ・「作業船の新造」については、平成22年7月以降に地元企業が自ら「新造」し、かつ作業船の財産を所有するとともに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足するものとする。なお、加点期間は、新造後15年とする。

そのため、建造後の期間を確認する資料として、「売買契約書」等の写しを、根拠資料として添付すること。

2-7 地元作業船の活用

4) 参考

(関連法令)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(抄)

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十九条の三

船舶に設置される原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。)から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

同 施行令(抄)

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の七

法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であつて、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が14.4以下であること。
二 ディーゼル機関であつて、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下であること。
三 ディーゼル機関であつて、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が7.7以下であること。
四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。

備考 1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。

2-8 ICTの活用(ICT活用計画)

1) 確認内容

「各対象工種」※1の「施工プロセスの各段階(基礎工①～⑤※2、ブロック据付工①～③※3)」について全ての段階で全面的にICTを活用する計画があるかを確認し、評価する。

※1【各対象工種】は下記のとおり

※2【基礎工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元出来形管理(機械均しを行う場合)、⑤3次元データの納品

※3【ブロック据付工】①ICTを活用した施工、②3次元測量、③3次元データの納品

2) 評価

評価項目		評価基準	配点
ICTの活用 (ICT活用計画)	各対象工事において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 【基礎工】※2 【ブロック据付工】※3	各対象工事において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する場合	2.0点
		各対象工事において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点

※WTO及び港湾5工種以外の工事は、ICTの活用の評価項目を設定しない。

2-8 ICTの活用(ICT活用計画)

3)留意事項

○全般

- ・ICT活用工事については、発注者指定型と施工者希望型があり、「施工者希望型」について評価を行う。(発注者指定型は、ICTの活用を発注者が義務付けるものであり、申請者の提案によって評価に差が付くものでないことから、評価対象としない。)
- ・ICTの活用については、別記様式『同種工事の施工実績等』の「ICT活用の有無」及び、別記様式『ICT活用工事計画書』の全記載内容で確認している。
- ・ICTの活用を申請する場合は、別記様式『同種工事の施工実績等』の「ICT活用の有無」の項目について、「有」を選択の上、別記様式『ICT活用工事計画書』を作成すること。
「無」を選択、もしくは未記載の場合、別記様式『ICT活用工事計画書』の提出があっても、加点評価はしない。
- ・別記様式『ICT活用工事計画書の「□全て活用する」の項目において、☒がない場合、「採用する技術番号」に技術番号・技術名の記載があっても加点評価はしない。
- ・「ICT活用工事」の実施対象となる項目については、特記仕様書を十分確認のこと。

2-9 ワークライフバランス(WLB)推進企業

1) 確認内容

ワークライフバランス等の推進に関する指標の認定状況について、通知書の写し又は行動計画届出書(都道府県労働局の受領印付)の写しにより確認する。

【評価対象工事】

港湾土木工事A等級の工事(WTO対象工事を含む)

2) 評価

WTO以外(企業の能力等において内数評価)

◆令和7年4月1日から令和7年5月20日までに公告する案件に適用

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	ワークライフバランス推進企業	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1.0点
		認定を受けていない	0.0点

※1女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)という。

※2次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

2-9 ワークライフバランス(WLB)推進企業

◆令和7年5月21日以降に公告する案件に適用

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	ワークライフバランス推進企業	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以降の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1.0点
		認定を受けていない	0.0点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)という。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業又は同法12条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

2-9 ワークライフバランス(WLB)推進企業

WTO(総合評価対象の配点において外数評価)

◆令和7年4月1日から令和7年5月20日までに公告する案件に適用

評価項目	評価基準	配点
ワークライフバランス推進企業	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1.0点
	認定を受けていない	0.0点

※1女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)という。

※2次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

2-9 ワークライフバランス(WLB)推進企業

◆令和7年5月21日以降に公告する案件に適用

評価項目	評価基準	配点
ワークライフバランス 推進企業	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以降の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1.0点
	認定を受けていない	0.0点

※1女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)という。

※2次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業又は同法12条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

※3青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

3)留意事項

○共同企業体の場合、代表者又は構成員のいずれかがワーク・ライフ・バランス等推進企業であれば加点对象とする。

○OWTO案件における段階選抜対象工事の場合、1次審査の評価項目として設定する。

3. 技術者の能力等の評価

3-1 経験

1) 確認内容

入札説明書の「技術者における同種工事の施工実績」、あるいは別記条件書の「より同種性の高い工事」の要件を満たしているか確認する。(当該工事に使用する主作業船を使用した一次下請け実績の場合は、より同種を満たす実績であっても加点評価しない。)

2) 評価

チャレンジ型以外

評価項目		評価基準	配点
経験	過去15年間に完成・引渡しが完了した同種工事の実績 (JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	2.5点
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	1.0点
		同種性が認められる工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事	0.0点

チャレンジ型

評価項目		評価基準	配点
経験	過去15年間に完成・引渡しが完了した同種工事の実績 (JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	3.0点
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者あるいは現場代理人として従事	1.0点
		同種性が認められる工事において、監理技術者補佐あるいは担当技術者として従事	0.0点

※WTOの場合は評価項目としない。(段階選抜対象工事を除く。)

3-1 経験

3) 留意事項

○全般

・経験は、別記様式『主任(監理)技術者の資格・工事経験・継続教育(CPD)等』の「配置予定技術者の従事役職・氏名」、「法令による資格・免許」、「技術者における同種工事」の内容、「申請時における他工事の従事状況」の内容及び根拠として添付する資料で確認している。そのため、当該施工実績についての的確に判断できる必要最小限の資料を添付すること。ただし、記載されたCORINS登録番号に基づく情報で同種工事实績の内容が確認できる場合は資料の添付は不要。なお、記載根拠が不明確な場合、評価しない。また、申請書に未記載の場合、根拠資料に記載されていても、加点評価しない。

・別記様式に記載する同種工事は1件とし、配置予定技術者の申請者数も1名までとする。ただし、配置予定技術者に変更が生じた場合は、落札決定日から工事着手日の1週間前までの間であれば、当初申請した配置予定技術者と同等以上の技術者への変更措置を可とする。なお、変更する際は、変更する配置予定技術者が同等以上の能力を有するものであると判断するための書類(元請企業との入札前3ヶ月以上の雇用証明、施工実績及び保有資格等)を工事着手日の1週間前までに提出すること。

・申請者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員の技術者についての書類を求めない。なお、契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。

・入札説明書の「企業における同種工事の施工実績」を複数設定している場合や、建設共同企業体で申請する場合等、複数の工事实績を申請する必要がある場合は、様式を複写して記載すること。

○受注形態

- ・受注形態が甲型共同企業体の場合で、出資比率が20%未満の場合は、欠格となる。
- また、乙型共同企業体の場合、入札説明書の「技術者における同種実績の施工実績」に該当する施工実績を当該工事で担当していない場合、欠格となる。

3-1 経験

- 「技術者における同種工事」において元請け実績がない場合に、下請け実績を同種実績として認める。
- ・港湾土木工事もしくは港湾等しゅんせつ工事の作業船を使用する工事(WTO以外)について、当該工事の競争参加要件で求める「技術者における同種工事」について、主作業船を使用した技術者の元請け実績がない場合、配置予定技術者の過去15年間における当局発注工事の主作業船を使用した一次下請けによる実績を認める。ただし、当該実績が加算対象となる条件を満たす場合であっても、加算評価はしない。また、申請書に記載した内容が確認できる根拠資料(施工体制台帳、下請け契約書等)については、必ず添付の上、記載の根拠となる該当箇所には赤色アンダーライン等で明確にすること。記載根拠が不明確な場合、評価しない。

下請け実績を認める場合は以下のとおり

- ・一次下請けの主任技術者として配置された場合。
- ・一次下請け実績の作業船と当該工事で使用する主作業船が同じ。
- ・一次下請け実績で自社保有又は共同保有の主作業船を使用。

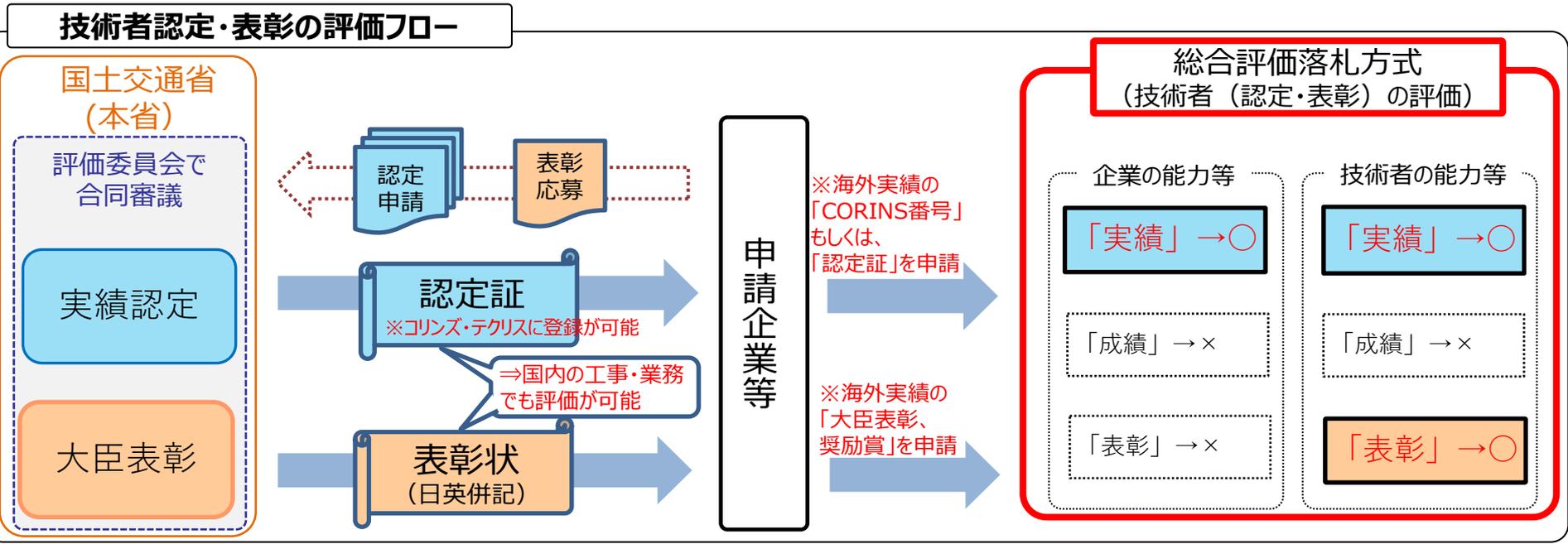
下表に示す主作業船のうち当該工事で使用する船舶を対象(規格は問わない)とする。

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

3-1 経験

- 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により、認定された海外実績を国内工事の実績と同様に評価する。
 - ・本認定・表彰制度により、海外実績認定されたものについて、「CORINS登録番号」もしくは「国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定証の写し及び当該工事の内容について確認出来る日本語で記載された資料」を提出すること。なお、記載根拠が不明確な場合、評価しない。

【参考】海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度における評価フロー



3-1 経験

○従事期間

- ・従事期間と工期が異なる場合は、工程表を添付し、従事期間を明確にすること。なお、同種として設定した工種の実施期間に当該技術者が配置されていない場合は、欠格となる。

○より同種性の高い工事の有無

- ・「より同種性の高い工事」とは、「技術者における同種工事の施工実績」要件を満たしかつ、別記条件書の「より同種性の高い」に該当する実績がある場合を指す。
- ・別記様式『主任(監理)技術者の資格・工事経験・継続教育(CPD)等』の「より同種性の高い工事」の該当の有無において、「無」を選択、若しくは未記載、また一次下請けの実績の場合、「工事概要」及び根拠資料で「より同種性の高い工事」であることが記載されていても、加点評価しない。
(提示する工事实績が「企業の同種工事と同様」の場合は除く)

○工事概要(同種、より同種の有無)

- ・「工事概要」の記載は、「技術者における同種工事の施工実績」あるいは、「より同種性の高い工事」が判断できる記載のみでよい。

3-1 経験

○入札説明書に同種工事の設定が複数あり、かつ複数の工事实績により申請した場合の評価については、

- ・競争参加資格に必要となる「同種工事の実績」の有無について、確認をする。
(設定した複数の同種工事の実績を満たしていない場合は、欠格となる。)
- ・「より同種性の高い工事の実績」かどうか確認をする。
- ・「より同種性の高い要件を設定する同種工事の実績」の従事役職により評価判定を行う。(評価点は数値要件を設定した方の従事役職で判断する。)

評価例(評価結果については、次ページ参照)

(例)「技術者に求める工事の施工実績(要件)」

- ①同種性が認められる工事の施工実績
(ただし、ア)、イ)は同一工事でなくてもよい。)
 - ・ア)消波ブロックの製作実績
 - ・イ)消波ブロックの据付実績
- ②より同種性の高い工事の施工実績
 - ・80t以上／個の消波ブロック据付実績

3-1 経験

評価

- (a) より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事
- (b) より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事
- (c) 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事

企業	工事実績	役職	評価判定				備考
			同種工事実績	より同種性の高い実績	従事役職※	評価	
A社	①〇〇港消波製作工事(10tブロック製作実績)	監理技術者	○	-	担当技術者	(c)	「同種性が認められる工事において担当技術者として従事」の評価
	②〇〇港消波ブロック据付工事(10tブロック据付実績)	担当技術者					
B社	①●●港消波製作工事(10tブロック製作実績)	担当技術者	○	-	監理技術者	(b)	「同種性が認められる工事において監理技術者として従事」の評価
	②●●港消波ブロック据付工事(10tブロック据付実績)	監理技術者					
C社	①△△港消波製作工事(10tブロック製作実績)	監理技術者	○	○	担当技術者	(b)	「より同種性が高い工事において担当技術者として従事」の評価
	②△△港消波ブロック据付工事(80tブロック据付実績)	担当技術者					
D社	①▲▲港消波製作工事(10tブロック製作実績)	担当技術者	○	○	監理技術者	(a)	「より同種性が高い工事において監理技術者として従事」の評価
	②▲▲港消波ブロック据付工事(80tブロック据付実績)	監理技術者					
E社	②□□港消波ブロック製作・据付工事(80tブロック製作・据付実績)	監理技術者	○	○	監理技術者	(a)	「より同種性が高い工事において監理技術者として従事」の評価
F社	②■ ■港消波ブロック据付工事(80tブロック据付実績)	担当技術者	×	-	-	欠格	同種要件である、「消波ブロック製作実績」の申請がないため欠格

※本工事の場合、「イ)消波ブロックの据付実績」の要件により高い同種性(80t以上)を求めているため、「イ)消波ブロックの据付実績」が、「より同種性の高い要件を設定する同種工事」の実績となり、この工事の従事役職で評価を行う。

3-1 経験

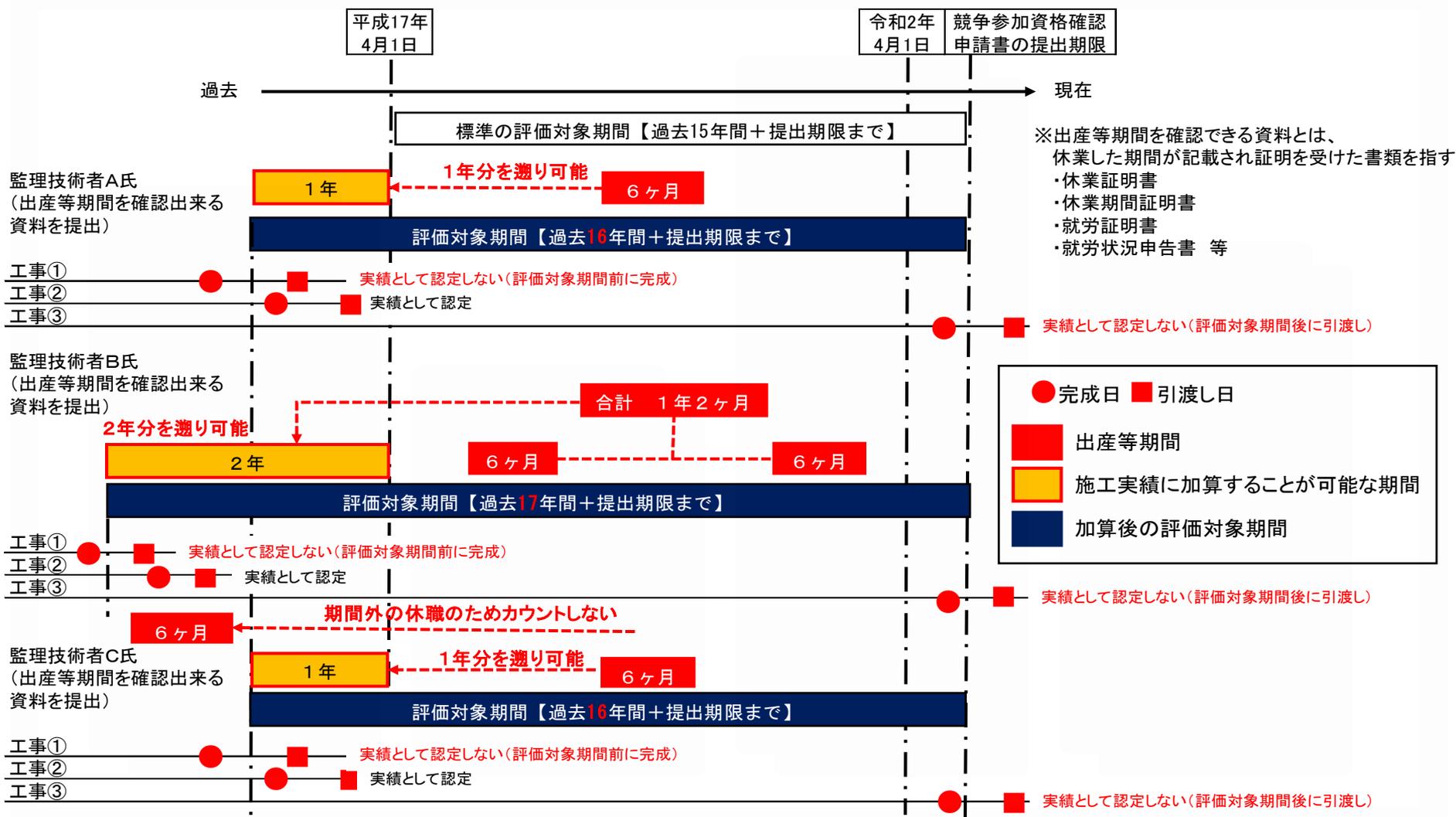
○申請時における他工事への従事状況

・配置予定技術者が申請時において他工事に従事している場合は、当該工事と重複する場合の対応措置について申請書に記載し、記載した内容が的確に判断できる必要最小限の資料を添付すること。ただし、記載されたCORINS登録番号に基づく情報で、申請内容が確認できる場合は資料の添付は不要。なお、当該工事の専任が必要な期間に他工事に従事している場合や、他工事の専任が必要な期間に当該工事に従事する場合、申請書に記載した内容が確認できる根拠資料の内容が不明確な場合は、欠格とする。

○配置予定技術者(配置予定技術指導者)が産前産後休業、育児休業及び介護休業(以下、「出産等」)を取得した場合、出産等期間(日数)に相当する期間を年単位で切り上げたうえで、施工実績として求める期間に加える事を可能とする。そのため同種工事の期間実績に含め出産等期間の申請をする場合は、出産等取得理由及び期間について記載すること。併せて、出産等期間を証明できる書類(休業証明書、就労証明書等)の写しを添付すること。(P53「出産等」の取得期間を実績として求める期間の考え方参照)

3-1 経験

○「出産等」の取得期間を実績として求める期間の考え方



3-2 工事成績

1) 確認内容

技術者の同種工事として申請のあった工事の評定点を確認する。

2) 評価

評価項目		評価基準	配点
工事成績	同種工事の工事成績 [過去15年間の全地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の実績を対象とする]	80点以上	3.0点
		78点以上80点未満	2.5点
		76点以上78点未満	2.0点
		74点以上76点未満	1.5点
		72点以上74点未満	1.0点
		70点以上72点未満	0.5点
		70点未満	0.0点
		65点未満	欠格

※WTO及びチャレンジ型の場合は、評価項目として選定しない。(段階選抜対象工事を除く。)

3) 留意事項

○全般

- ・工事評定点は、根拠資料として添付された「請負工事成績評定通知書」で確認している。なお、工事が「全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事(いずれも、港湾空港関係)」でない場合(例:地方自治体発注工事)は、成績点数が無いものと判断し、加点評価しない。
- ・工事成績表の添付がない場合は、加点評価しない。
- ・申請した工事が、全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事(港湾空港関係)である場合、工事成績が65点未満は欠格となる。

3-2 工事成績

○入札説明書に同種工事の設定が複数あり、かつ複数の工事实績により申請した場合の「工事成績」の評価点は、各々の工事で得た配点の平均点をもって加点評価する。

評価例

(例)①、②共に、地方整備局が発注した港湾空港関係の工事

①〇〇港消波据付工事・・・工事成績:「77点」

②〇〇港消波ブロック据付工事・・・工事成績:「79点」

評価

工事成績:

①:77点 → 配点「2.0点」

②:79点 → 配点「2.5点」 → $(2.0+2.5) \div 2 =$ 加点「2.25点」

①②それぞれの実績に応じた配点を単純平均する。

※「より同種性の高い要件設定」の重みは考慮しない。

※加点(平均点)は、端数処理しない。

3-3 表彰

1) 確認内容

中部地方整備局(港湾空港関係)における配置予定技術者の優良工事技術者表彰、海外インフラプロジェクト技術者表彰の受賞実績の有無を確認する。

2) 評価

評価項目		評価基準	配点
表彰	中部地方整備局(港湾空港関係)の当該工種の優良工事技術者表彰、当該工種の海外インフラプロジェクト技術者表彰[過去3年間]	優良工事技術者表彰、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞の表彰あり	1.0点
		海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞の表彰あり	0.5点
		表彰なし	0.0点

※WTO及びチャレンジ型の場合は、評価項目として選定しない。
※「中部地方整備局(港湾空港関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部)、清水港湾事務所、名古屋港湾事務所、三河港湾事務所、四日市港湾事務所、名古屋港湾空港技術調査事務所を指す。
※「海外インフラプロジェクト技術者表彰」の評価対象は、港湾、空港分野で当該工種の表彰をされたものとする。

3) 留意事項

○優良工事技術者表彰は、毎年8月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。

例) 公告日: R06.8.1~R07.7.31まで R04・05・06年度における表彰
公告日: R07.8.1~R08.7.31まで R05・06・07年度における表彰

○海外インフラプロジェクト技術者表彰(国土交通大臣賞、奨励賞)は、毎年4月1日以降の公告分より、過去3年間の対象年度が切り替わる。

例) 公告日: R07.4.1~R08.3.31まで R04・05・06年度における表彰

3-3 表彰

○配置予定技術者(配置予定技術指導者)が産前産後休業、育児休業及び介護休業(以下、「出産等」)を取得した場合、出産等期間(日数)に相当する期間を年単位で切り上げたうえで、表彰実績として求める期間に加える事を可能とする。そのため表彰の受賞実績期間に含め出産等期間の申請をする場合は、出産等取得理由及び期間について記載すること。併せて、出産等期間を証明できる書類(休業証明書、就労証明書等)の写しを添付すること。(P53「出産等」の取得期間を実績として求める期間の考え方参照)

3-4 保有資格

1) 確認内容

評価対象資格の保有について確認する。

2) 評価

評価対象資格2資格以上

評価項目		評価基準	配点
保有資格	評価対象資格の保有	2資格以上保有	1.5点
		1資格保有	1.0点
		資格なし	0.0点

評価対象資格1資格

評価項目		評価基準	配点
保有資格	評価対象資格の保有	2資格以上保有	—
		1資格保有	1.0点
		資格なし	0.0点

(チャレンジ型) 評価対象資格2資格以上

評価項目		評価基準	配点
保有資格	評価対象資格の保有	2資格以上保有	1.0点
		1資格保有	0.5点
		資格なし	0.0点

(チャレンジ型) 評価対象資格1資格

評価項目		評価基準	配点
保有資格	評価対象資格の保有	2資格以上保有	—
		1資格保有	0.5点
		資格なし	0.0点

※WTO及び港湾5工種以外の工事は、評価項目として選定しない。

3-4 保有資格

3) 留意事項

- 保有資格は、別記様式『主任(監理)技術者の資格・工事経験・継続教育(CPD)等』の「評価対象資格の保有」の内容及び根拠として添付する資格保有を証明する書類、免許等の写しで確認している。そのため、記載根拠が不明確な場合は評価しない。また、申請書に未記載の場合、根拠資料に記載されていても、加点評価しない。
- 保有資格の有効期限が切れてないか確認すること。
- 評価対象資格については、別記条件書より確認すること。

3-4 保有資格

4) 参考

【参考】評価対象資格一覧

	資格	適用工事 ※2
①	海上工事施工管理技術者：Ⅰ類「浚渫」	海上工事のうち「浚渫」が含まれる場合に適用※4
②	海上工事施工管理技術者：Ⅱ類「コンクリート構造物」	海上工事のうち「コンクリート構造物」が含まれる場合に適用※4
③	海上工事施工管理技術者：Ⅲ類「鋼構造物」	海上工事のうち「鋼構造物」が含まれる場合に適用※4
④	空港工事施工管理技術者	空港工事の場合に適用
⑤	舗装施工管理技術者	工事に舗装が含まれる場合適用
⑥	コンクリート技士・コンクリート主任技師	工事にコンクリートの施工が含まれる場合適用
⑦	プレストレストコンクリート技士	工事にプレストレストコンクリートの施工が含まれる場合適用
⑧	海洋・港湾構造物維持管理士	防波堤、岸壁等の改良工事に適用
⑨	海洋・港湾構造物設計士	港湾施設及び海岸保全施設の構造物(岸壁、防波堤、堤防等)の建設又は改良等を行う工事に適用
⑩	技術士 (建設-土質及び基礎) (総合技術監理-建設-土質及び基礎)※1	地盤改良工等が含まれる場合に適用
⑪	技術士 (建設-鋼構造及びコンクリート) (総合技術監理-建設-鋼構造及びコンクリート)※1	鋼構造物製作、設置又はコンクリートの施工が含まれる場合適用
⑫	技術士 (建設-河川、砂防及び海岸・海洋) (総合技術監理-建設-河川、砂防及び海岸・海洋)※1	海岸保全施設の工事に適用
⑬	技術士 (建設-港湾及び空港) (総合技術監理-建設-港湾及び空港)※1	港湾施設、空港施設、海岸保全施設の工事に適用
⑭	技術士 (建設-道路) (総合技術監理-建設-道路)※1	道路施設(道路橋含む)の工事に適用

※1 配置予定技術者としての要件資格に申請する場合、評価の対象としない。

※2 対象資格は、工事内容を考慮し工事毎に個別に設定する。

※3 ①～⑭以外の資格についても工事に有効な資格と判断される場合は、評価対象資格として設定する。

※4 「浚渫」、「コンクリート構造物」、「鋼構造物」の内容については、別表のとおり

3-4 保有資格

【参考】海上工事施工管理技術者の資格分類

(1) I 類: 浚渫

海上工事(大工種)	I 類の対象工種	主要作業船
浚渫工(航路・泊地)	ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫船
	グラブ浚渫工	グラブ浚渫船
	硬土盤浚渫工	硬土盤グラブ船
	岩盤浚渫工	砕岩兼用グラブ船、砕岩船
	バックホウ浚渫工	バックホウ船
構造物撤去工	海上撤去工(航路・泊地)	起重機船、クレーン付台船、グラブ船

3-4 保有資格

(2) II類:コンクリート構造物

海上工事(大工種)		II類の対象工種	主要作業船	
基礎工		基礎捨石工	ガット船、クレーン付台船	
本体工	ケーソン式	ケーソン製作工(海上施工)	フローティングドック、ドルフィンドック、クレーン付台船	
		ケーソン進水据付工	クレーン付台船、引船(据付)、ガット船	
	ブロック式	本体ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船	
		場所打式	場所打コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
			水中コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
			プレパックドコンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
	捨石・捨ブロック式	水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船	
		本体捨石工	ガット船、クレーン付台船	
沈埋トンネル	捨ブロック工	起重機船、クレーン付台船		
	沈埋トンネル据付工	沈埋函沈設用台船、起重機船、クレーン付台船		
上部工		上部コンクリート工(海上施工)	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
海上地盤改良工 (コンクリート構造物の基礎施工)		床掘工	浚渫船、ガット船	
		圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーパードレーン船	
		締固工	サンドコンパクション船	
		固化処理工	深層混合処理船	
消波工		消波ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船	
橋梁下部工	基礎工	ケーソン工	クレーン付台船、引船(据付)	
	橋台・橋脚工	橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサー船	
構造物撤去工		基礎撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船、ガット船	
		本体工撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船	
		ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船	
		上部撤去工	起重機船、クレーン付台船	
その他の海上工事		I類、III類へ分類ができない工事。		

3-4 保有資格

(3) Ⅲ類:鋼構造物

海上工事(大工種)		Ⅲ類の対象工種	主要作業船
本体工	鋼矢板式	鋼矢板工	杭打船、クレーン付台船
	鋼杭式	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
	鋼製セル式	鋼製セル設置・打設工	起重機船、クレーン付台船
	ジャケット式等その他の鋼構造	鋼杭工、ジャケット等製作・据付工	起重機船、杭打船、クレーン付台船、ガット船、ミキサー船
	浮棧橋	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
海上地盤改良工 (鋼構造物の基礎施工)		床掘工	浚渫船、ガット船
		圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーパードレーン船
		締固工	サンドコンパクション船
		固化処理工	深層混合処理船
橋梁下部工	基礎工	鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船
		鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船
構造物撤去工		鋼管杭等撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ船
		ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船
		上部撤去工	起重機船、クレーン付台船

3-5 継続教育

1) 確認内容

CPDの単位の取得状況について確認する。

2) 評価

評価項目		評価基準	配点
継続教育	CPDの単位取得状況	加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))以上	1.0点
		加盟団体の推奨単位数(標準単位(ユニット等))の半分以上	0.5点
		加盟団体の推奨単位数の半分未満	0.0点

※WTOの場合は、評価項目として選定しない。

3) 留意事項

- 継続教育は、別記様式『主任(監理)技術者の資格・工事経験・継続教育(CPD)等』の「継続教育」の内容、及び根拠として添付する加盟団体が発行する学習履歴(CPD単位)を証明する証明書の写しで確認している。そのため、記載根拠が不明確な場合、加点評価しない。また、申請書に未記載の場合、根拠資料に記載されていても加点評価しない。
- 学習履歴の証明期間の末日が当該工事の公告日前1年以内のものであり、かつ証明期間の末日以前1年間の学習履歴を評価対象とする。証明期間の末日が対象期間から外れている場合は、加点評価しない。

3-5 継続教育

○土木工事においては、建設系CPD協議会の加盟団体の獲得CPD単位を、建築工事においては、建築CPD運営会議参加団体の獲得CPD単位を加点評価する。

○推奨獲得CPD単位(標準単位)をもとに2段階で加点評価する。

※(一社)全国土木施工管理技士連合会の推奨単位(標準ユニット)

20ユニット/年以上

※(一財)建設業振興基金の推奨単位

12単位/年以上

※(公社)日本建築士会連合会の推奨時間

12単位/年以上

【参考】

建設系CPD協議会 加盟団体(19団体)

- ①(公社)空気調査・衛生工学会、②(一財)建設業振興基金、③(一社)建設コンサルタンツ協会、④(一社)交通工学研究会、⑤(公社)地盤工学会、⑥(一社)森林・自然環境技術社教育会、⑦(一社)全国上下水道コンサルタント協会、⑧(一社)全国測量設計業協会連合会、⑨(一社)全国土木施工管理技士会連合会、⑩(一社)全日本建設技術協会、⑪土質・地質技術者生涯学習協議会、⑫(公社)土木学会、⑬(一社)日本環境アセスメント協会、⑭(公社)日本技術士会、⑮(公社)日本建築士会連合会、⑯(公社)日本コンクリート工学会、⑰(公社)日本造園学会、⑱(公社)日本都市計画学会、⑲(公社)農業農村工学会

建築CPD運営会議 加盟団体(9団体)

- ①(公社)日本建築士会連合会、②(一社)日本建築士事務所協会連合会、③(公社)日本建築家協会、④(一社)日本建設業連合会、⑤(一社)日本建築学会、⑥建築設備士関係団体 CPD 協議会※、⑦(一社)日本建築構造技術者協会、⑧(一財)建設業振興基金、⑨(公財)建築技術教育普及センター

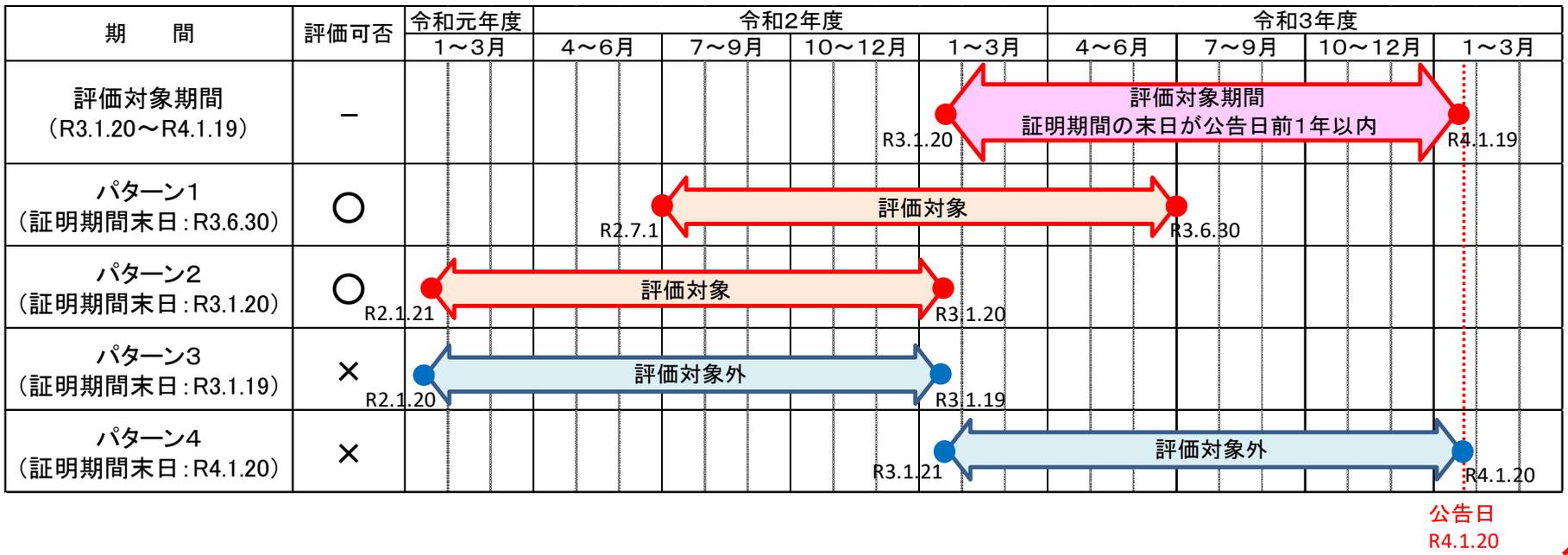
※建築設備士関係団体 CPD 協議会参加団体:(公社)空気調和・衛生工学会、(一社)建築設備技術者協会、(一社)電気設備学会、(一社)日本設備設計事務所協会、(公財)建築技術教育普及センター

3-5 継続教育

○配置予定技術者が産前産後休業、育児休業及び介護休業(以下、「出産等」)を取得した場合、出産等期間(日数)に相当する期間を年単位で切り上げたうえで、継続教育実績として求める期間に加える事を可能とする。そのため継続教育実績期間に含め出産等期間の申請をする場合は、出産等取得理由及び期間について記載し、併せて、出産等期間を証明できる書類(休業証明書、就労証明書等)の写しを添付すること。(P51「出産等」の取得期間を実績として求める期間の考え方参照)

【参考】証明期間の考え方(図解)

例) 公告日がR4.1.20の場合



3-6 地域実績

1) 確認内容

当該エリアにおける過去4年間の工事实績について、確認する。

2) 評価

評価項目		評価基準	配点
地域実績	当該エリアにおける過去4年間の工事实績	当該エリアにおいて、3件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	2.0点
		当該エリアにおいて、1件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事、または、当該エリアにおいて、3件以上の工事で、担当技術者として従事	1.0点
		当該エリアにおいて、3件未満の工事で担当技術者として従事	0.0点

※当該エリアとは、愛知県、三重県、静岡県とする。
 ※評価基準に記載した役職以外の場合は、入札説明書に記載している担当部局まで問い合わせること。

3) 留意事項

○全般

・地域実績については、別記様式『主任(監理)技術者の資格・工事経験・継続教育(CPD)等』の「地域実績」、別記様式『配置予定技術者の地域実績』の「当該エリアにおける過去4年間の工事实績」の全記載内容、及び根拠として添付する資料で確認している。そのため、当該施工実績についての的確に判断できる必要最小限の資料を添付すること。ただし、記載されたCORINS登録番号に基づく情報で、当該施工実績が確認できる場合は資料の添付は不要。なお、記載根拠が不明確な場合、加点評価しない。

3-6 地域実績

・過去4年間とは、前年度を含む4年間の工事の実績を指す。

例) R07年度公告分: R03・04・05・06年度

R08年度公告分: R04・05・06・07年度での工事の実績を指す。

・工事は、公共工事(自治体含む)、民間工事の両方を対象とし、港湾関係か否かを問わない。なお、元請け、下請けの別を問わず、1,000万円以上の工事を対象とする。

○配置予定技術者の地域実績の有無

・配置予定技術者の地域実績を申請する場合は、別記様式『主任(監理)技術者の資格・工事経験・継続教育(CPD)等』の「地域実績」の項目について「有」を選択の上、別記様式『配置予定技術者の地域実績』を作成すること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、「配置予定技術者の地域実績」の提出があっても、「地域実績」の加点評価はしない。なお、地域実績評価の有無については、別記条件書を確認すること。

○配置予定技術指導者の地域実績の有無

・配置予定技術指導者の地域実績を申請する場合は、別記様式『技術指導者の資格・工事経験等』の「地域実績」の項目について「有」を選択の上、別記様式『配置予定技術者の地域実績』を作成すること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、「配置予定技術者の地域実績」の提出があっても、「地域実績」の加点評価はしない。なお、地域実績評価の有無については、別記条件書を確認すること。

3-6 地域実績

○配置予定技術者(配置予定技術指導者)が産前産後休業、育児休業及び介護休業(以下、「出産等」)を取得した場合、出産等期間(日数)に相当する期間を年単位で切り上げたうえで、地域実績として求める期間に加える事を可能とする。そのため地域実績期間に含め出産等期間の申請をする場合は、出産等取得理由及び期間について記載すること。併せて、出産等期間を証明できる書類(休業証明書、就労証明書等)の写しを添付すること。(P53「出産等」の取得期間を実績として求める期間の考え方参照)

3-7 技術指導者

1) 確認内容

入札説明書の「未経験の主任技術者又は監理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者(技術指導者)の配置」の有無について確認する。(技術指導者を配置しない場合は、別記様式『技術指導者の資格・工事経験等』及び『技術指導者の実務地等』の提出は不要。)

2) 評価

主任(監理)技術者等未経験の配置予定主任(監理)技術者(年齢要件なし)を配置し、併せて技術指導者を配置した場合、評価基準表における技術者の能力等の項目①経験、②工事成績、③表彰(技術者)、④保有資格、⑤継続教育、⑥地域実績(対象工事のみ)は、WTO非対象工事(非専任)の場合及びWTO対象工事(専任)の場合でも、「技術指導者」の申請内容により評価を行う。「主任(監理)技術者等未経験者」においては、入札説明書の5. 競争参加資格における参加資格(例:1級土木施工管理技士)の有無を確認する。(チャレンジ型の場合は、②工事成績及び③表彰(技術者)、⑥地域実績の評価項目については、評価を行わない。)

主任(監理)技術者等未経験の配置予定主任(監理)技術者(年齢要件なし)を配置し、併せて技術指導者を配置したことが確認された場合は、当該工事の「工事成績評定」において加点を行う。

3-7 技術指導者

【技術者の要件】

①技術指導者

以下の条件を満たすこと。

- ・主任(監理)技術者に求める要件を全て満たすこと。
- ・別件工事で専任配置されていないこと。
- ・定期的に配置予定主任(監理)技術者の指導を現場にて行うこと(1回/週程度)
- ・現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。※
- ・発注工事を含め3件以内の配置となっていること。※

※専任の技術指導者を配置する場合は、当該条件は不要

②主任(監理)技術者等未経験者

- ・主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ・主任(監理)技術者もしくは現場代理人として、競争参加資格に定める同種工事(地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)に限る)の施工経験を持たないこと。

3)留意事項

○全般

- ・技術指導者の配置について、WTO対象工事の場合、技術指導者は専任配置しなければならない。なお、WTO非対象工事の場合においても工事内容等により専任配置とする場合がある。

3-7 技術指導者

- ・技術指導者については、別記様式『技術指導者の資格・工事経験等』の「配置予定技術指導者の氏名」、「法令による資格・免許」、「評価対象資格の保有」、「継続教育」、「優良工事技術者表彰の受賞実績の有無」、「地域実績」、「技術者指導者における同種工事」、「申請時における他工事の従事状況」の内容、別記様式『技術指導者の勤務地等』の「配置予定技術指導者の勤務地(住所)」、「施工現場までの最長移動時間」及び根拠として添付する資料で確認している。そのため、申請書に記載した内容が確認できる根拠資料については、必ず添付の上、記載の根拠となる当該箇所には赤色アンダーライン等で明確にすること。記載根拠が不明確な場合、評価しない。また、申請書に未記載の場合、根拠資料に記載されていても、評価しない。
- ・別記様式に記載する同種工事は1件とし、配置予定技術指導者の申請者数も1名までとする。
- ・入札説明書の「企業における同種工事の施工実績」を複数設定している場合や、建設共同企業体で申請する場合等、複数の工事实績を申請する必要がある場合は、様式を複製して記載すること。

○配置予定技術指導者の申請の有無

- ・技術指導者の配置を申請する場合は、別記様式『同種工事の施工実績等』の「主任(監理)技術者等未経験者及び技術指導者の配置の有無」の項目について「有」を選択の上、別記様式『技術指導者の資格・工事経験等』及び『技術指導者の勤務地等』を作成すること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、『技術指導者の資格・工事経験等』の提出があっても、評価はしない。

3-7 技術指導者

○受注形態

- ・受注形態が甲型共同企業体の場合で、出資比率が20%未満の場合は、欠格となる。
- また、乙型共同企業体の場合、入札説明書の「技術者における同種実績の施工実績」に該当する施工実績を当該工事で担当していない場合、欠格となる。

(参考)

主任(監理)技術者等未経験者＋技術指導者を配置する際の参加要件、評価項目について

参加要件/評価	各項目		WTO非対象工事		WTO対象工事	
			主任(監理)技術者等未経験者 +技術指導者(非専任)		主任(監理)技術者等未経験者 +技術指導者(専任)	
			主任(監理)技術者 等未経験者	技術指導者(非専任)	主任(監理)技術者 等未経験者	技術指導者(専任)
競争参加要件	資格	参加資格	○	○	○	○
総合評価	同種工事の施工実績による評価	①経験		○		○
	同種工事の工事成績点による評価	②工事実績		○		○
	当該工種の優良工事技術者表彰(技術者)	③表彰		○		○
	保有資格(評価対象資格の保有)	④保有資格		○		○
	継続教育(CPDの単位取得状況)	⑤継続教育		○		○
	地域実績(当該エリアにおける工事実績(試行工事))	⑥地域実績		○		○

4. 地域精通度・貢献度等の評価

4-1 災害協定の締結・災害復旧等の実績

災害協定の締結

1) 確認内容

中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害協定の締結実績について、確認する。

2) 評価

評価項目		評価基準	配点
災害協定の締結	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害協定の締結実績	協定あり	1.0点
		協定なし	0.0点

※WTO及びチャレンジ型の場合は、評価項目として設定しない。

3) 留意事項

○全般

- ・災害協定については、別記様式『災害協定の実績等』の記載内容及び根拠として添付する資料(協定書等)で確認している。
- ・「災害協定の締結」については、当該工事の公告日時点で中部地方整備局管内(港湾空港関係)と災害協定を締結している場合、活動実績の有無に係わらず加点評価する。
- ・所属する業界団体の一員として災害協定に係わっている場合は、その団体と自社との関係がわかる資料(編制表、団体の会員名簿等)及び災害協定書(写)を必ず添付すること。提出がない場合は加点評価しない。ただし、中部地方整備局(港湾空港部)との協定書等の写しは不要とする。
- ・災害協定の締結等の実績については、中部地方整備局管内(港湾空港関係)及び中部地方整備局管内の地方公共団体(港湾空港関係)との協定実績のいずれか1つでよい。

4-1 災害協定の締結・災害復旧等の実績

災害復旧等の実績

1) 確認内容

過去5年間における中部地方整備局(港湾空港関係)の災害復旧等の実績について、確認する。

2) 評価

	評価項目	評価基準	配点
災害復旧等の実績	中部地方整備局管内(港湾空港関係)の災害復旧等の表彰実績[過去5年間]	局長表彰あり	1.0点
		表彰等あり	0.5点
		表彰なし	0.0点

※WTO及びチャレンジ型の場合は、評価項目として設定しない。

3) 留意事項

○全般

・「災害復旧等の実績」については、当該工事の公告日より過去5年間に、中部地方整備局(港湾空港関係)において特定の事業者に対し、局長表彰を受けた場合、事務所長からの表彰もしくは感謝状を受けた場合、又は中部地方整備局管内の地方公共団体(港湾空港関係)から、災害復旧実績に対する表彰や感謝状を与えられた場合に加算評価する。

・「災害復旧等の実績」を申請する場合は、表彰状、感謝状等の写しを必ず添付すること。提出のない場合は評価しない。ただし、中部地方整備局(港湾空港関係)からの表彰・感謝状についての写しは不要とする。

・事業者が所属する団体で災害復旧実績に対する表彰もしくは感謝状を受けた場合は、「その災害復旧活動等において自社の活動内容がわかる資料」を提出すること。提出のない場合は評価しない。

4-1 災害協定の締結・災害復旧等の実績

※災害復旧等とは、地震災害、風水害、火山災害、雪害、道路災害、原子力災害、河川水質事故災害、大規模排出油災害、港湾危険物災害等災害及びその他の災害が発生又は発生のおそれがある場合に、それらの災害の予防、応急対策、応急復旧に関する活動を指す。

- ・中部地方整備局における表彰及び感謝状は、「災害対策関係功労者表彰(港湾空港関係)」を評価対象とする。
- ・中部地方整備局管外で行った災害復旧等であっても、中部地方整備局(港湾空港関係)又は中部地方整備局管内の地方公共団体(港湾空港関係)から災害復旧活動等に対する表彰や感謝状を与えられた場合に加算評価する。

4) 参考

【参考】中部地方整備局港湾空港関係組織に係わる災害協定の締結状況一覧(R7.3時点)

協定名称	内容	締結日	締結者
災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	緊急的な災害対応業務の実施における災害時支援業務の実施に関する協定	H28.3.29	中部地方整備局 副局長 静岡県代表者静岡県知事 愛知県代表者愛知県知事 三重県代表者三重県知事 名古屋港管理組合管理者愛知県知事 四日市港管理組合管理者三重県知事 (一社)日本埋立浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長 (一社)日本潜水協会会長 (一社)海洋調査協会会長 (一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長
災害時又は事故発生時における中部地方整備局所管施設(港湾空港関係に限る)の緊急的な応急対策業務に関する協定書	地震・台風等の異常な自然現象等又は事故による中部地方整備局(港湾空港関係に限る)所管施設における災害時又は事故発生時の緊急的な応急対策業務の実施に関する協定	H26.3.25	中部地方整備局副局長 (一社)日本埋立浚渫業協会中部支部長 中部港湾空港建設協会連合会会長 (一社)日本海上起重技術協会中部支部長 全国浚渫協会東海支部長
災害時における伊勢湾浮体式係留施設の緊急出動業務に関する協定書	地震・台風等による災害時の緊急時における支援活動の一環として浮体式防災基地を出動する場合の、曳航、係留等出動業務の実施に関する協定	H22.7.1	中部地方整備局 副局長 (一社)日本埋立浚渫業協会中部支部長
申し合わせ(清水港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 清水港湾建設工事安全協議会会長
申し合わせ(御前崎港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 御前崎港湾建設工事安全協議会会長
申し合わせ(下田港)	災害応急対策(調査・復旧・応援)の出動	H22.4.1	清水港湾事務所長 下田港湾建設工事安全協議会会長

4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績

1) 確認内容

- ・ボランティア表彰・感謝状受賞実績
過去5年間に、中部地方整備局(港湾空港関係)又は中部地方整備局管内の地方公共団体(港湾管理者含む)から、港湾空港関係(海岸事業含む)のボランティア活動に対する表彰や感謝状の受賞の有無について確認する。
- ・ボランティア活動実績
公告日の前年度に国又は、地方公共団体(港湾管理者含む)が主催又は後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、自治会が主催し国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動への参加実績が、4回以上あるかについて確認する。

2) 評価

評価項目		評価基準	配点
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰[過去5年間]、又は前年度のボランティア活動実績	表彰または4回以上の実績あり	1.0点
		表彰なし及び実績が4回未満	0.0点

※WTO及びチャレンジ型を除くすべての工事の評価項目に設定する。

3) 留意事項

- ・ボランティアの実績等については、別記様式『ボランティアの実績等』の記載内容及び根拠として添付する資料(活動実績の証明資料等)で確認している。
- ・企業としての活動実績を証明できる資料(日付入りの写真、主催者からの参加証明、参加メンバー表等)が示されているものに限り評価する。
- ・現場環境改善費(旧イメージアップ費)を使用した活動は対象外とする。

4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績

○ボランティア表彰・感謝状受賞実績

- ・受賞実績について「無」を選択、もしくは申請書に未記載の場合、根拠資料として表彰状、感謝状等の写しの提出があっても、受賞実績は加点評価しない。
- ・各年度8月1日以降の公告分より、過去5年間の対象年度が切り替わる。
例) 公告日: R06.8.1～R07.7.31まで R02・03・04・05・06年度における表彰
公告日: R07.8.1～R08.7.31まで R03・04・05・06・07年度における表彰

○同等と認めるボランティア活動

- ・「同等と認めるボランティア活動」とは、各港湾建設工事安全協議会が主催するボランティア活動(清掃活動等)等を指す。ただし、中部地方整備局が実績状況を確認できるものに限る。
- ・事業者が所属する団体でボランティア活動に対する表彰もしくは感謝状を受けた場合は、「その団体と自社との関係性がわかる資料及びそのボランティア活動において自社の活動内容がわかる資料」を添付すること。

4-3 施工実績

1) 確認内容

過去15年間に元請けとして完成・引渡しが完了した中部地方整備局管内における港湾・海岸関係の施工実績の有無について確認する。

2) 評価

港湾5工種

評価項目		評価基準	配点
管内実績	過去15年間に完成・引渡しが完了した中部地方整備局管内(港湾空港関係)の施工実績	当該区域における施工実績あり	1.0点
		管内における施工実績あり	0.5点
		実績なし	0.0点

※「中部地方整備局管内(港湾空港部関係)」とは、中部地方整備局(港湾空港部関係)及び愛知・三重・静岡各県内の港湾・海岸を指す。
当該区域は、愛知県・三重県で施工する工事は愛知県又は三重県、静岡県で施工する工事は静岡県となる。

港湾5工種以外

評価項目		評価基準	配点
管内実績	過去15年間に完成・引渡しが完了した中部地方整備局管内の施工実績	管内における施工実績あり	1.0点
		実績なし	0.0点

※「中部地方整備局管内」とは、愛知、岐阜、三重、静岡、長野県南部、各県内の工事を指す。

4-3 施工実績

3) 留意事項

○全般

・施工実績は、別記様式『同種工事の施工実績等』の「中部地方整備局管内の施工実績」に記載された「工事名称」及び、根拠資料として添付する資料で確認している。そのため、当該施工実績についての的確に判断できる必要最小限の資料を添付すること。ただし、記載されたCORINS登録番号に基づく情報で、当該施工実績が確認できる場合は資料の添付は不要。ただし、企業における同種工事と同じ施工実績を申請する場合には、工事名称の項目に「企業の同種工事と同様」と記載し、根拠資料の添付は不要とする。なお、記載根拠が不明確な場合は、加点評価しない。

・別記様式『同種工事の施工実績等』の「管内施工実績の有無」において、「無」を選択、もしくは未記載の場合、記載されたCORINS登録番号に基づく情報や根拠資料として添付された資料等により実績が確認できても、施工実績は加点評価しない。企業の同種工事と同じ施工実績を申請する場合においても同様とする。

4-4 災害時に活用できる作業船保有

1) 確認内容

大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業に作業船は必要不可欠であり、作業船の減少に歯止めをかけるため、作業船を使用しない工事において、「中部地方整備局(港湾空港関係)」と災害協定書を締結している団体等に所属しており、且つ以下に示す主作業船を自社保有している場合に評価する。

【評価対象船舶】

グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、旋回起重機船、固定起重機船、クレーン付台船

2) 評価

WTO、チャレンジ型以外の当局指定※の工事に適用

評価項目	評価基準	配点
災害時に対応できる作業船(注1)保有の状況	災害協定書を締結している団体等に所属し(注2) 且つ 自社保有あり(注3)	1.0点
	自社保有なし	0.0点

※当局指定の工事

港湾土木工事の「ブロック、ケーソン等の製作のみの工事」

ただし、製作したブロック等の据付作業に作業船を使用する前提がある工事に限る。

(注1)【評価対象作業船】:グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、旋回起重機船、固定起重機船、クレーン付台船

(注2) 作業船の自社保有、且つ「中部地方整備局(港湾空港関係)」と災害協定書を締結している団体等に所属していること。

(注3) 自社保有船舶とは、100%自社保有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社100%保有の船舶

又は親会社と共有で100%保有している船舶をいう。

また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も自社保有船舶に含めることができる。

4-4 災害時に活用できる作業船保有

3) 留意事項

- 作業船の自社保有、且つ「中部地方整備局(港湾空港関係)」と災害協定書を締結している団体等に所属していること。
- 申請書提出時点における保有作業船の所有者及び保有作業船の種類、船名が確認できる証明資料として、「登記簿」や「海上保険証券」等の写しを添付すること。
(非自航船等により、登記簿が無い場合は、海上保険証券の写しのみでもよい。ただし、根拠資料として添付された資料等により保有作業船の所有者及び保有作業船の種類、船名が確認できない場合は、加点評価しない。)
- 作業船を子会社が保有又は子会社と共有している場合は、親会社が子会社の株式を保有していることを確認できる証明資料として「株主名簿記載事項証明書」等の写しを添付すること。
- 共同企業体の場合、代表者又は構成員のいずれか1社の状況を記載すること。
- 中部地方整備局(港湾空港関係)と締結している協定名称、所属団体名について、別記様式-4『災害協定の締結・災害復旧等の実績』と同じ協定名で申請する場合には、所属団体名の記載は不要とするが、協定名称には「別記様式-4の協定と同じ」と記載すること。根拠資料として添付された資料等により作業船の保有が確認できても、申請書に未記載の場合は加点評価しない。
- 別記様式-4『災害協定の締結・災害復旧等の実績』において、「中部地方整備局(港湾空港関係)と締結している災害協定」が未記載の場合、根拠資料として添付された資料等により災害協定が確認できても、加点評価しない。

4-5 災害時の事業継続力の認定

1) 確認内容

建設会社における災害時の事業継続計画の策定を促進するために、中部地方整備局の「建設会社における災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」の認定を受けているか確認する。

2) 評価

港湾5工種(「港湾土木工事」、「港湾等しゅんせつ工事」、「空港等土木工事」、「空港等舗装」及び「港湾等鋼構造物」)を評価対象とする。

評価項目		評価基準	配点	
災害時の事業継続力の認定状況	建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無	認定あり	1.0点	1.0点
		認定なし	0.0点	

※WTO、チャレンジ型の場合は、評価項目として設定しない。

3) 留意事項

- 中部地方整備局の「建設会社における災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」の認定を受けた者であること。
- 認定企業一覧については、中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより確認することが可能。
- 中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより認定状況が確認できる場合は、認定書の写しは不要。なお、認定書に記載された有効期限日が期限内(3年間)であること。
- 中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより確認出来ない場合のみ、認定証<港湾空港専門項目>の写しを添付すること。
- 中部地方整備局の「建設会社における災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」認定企業として申請する場合、別記様式『災害時の事業継続力の認定状況について』の「認定証の有無」の選択項目「有」にチェック「」をつけること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、別記様式『災害時の事業継続力の認定状況について』の提出があっても、「災害時の事業継続力の認定状況」については加点評価しない。

5. 工事信頼度等の評価

5-1 工事信頼度等

1) 確認内容

低入札工事について該当してないか確認する。

2) 評価

評価項目		配点
工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を65点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点
	中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。※1	-1.5点

※WTO(段階選抜方式含む)の場合は、工事信頼度等の評価項目のうち、※1のみ設定する。

6. 加算点の算出方法

6-1 加算点の算出方法(WTO、チャレンジ型を除く)(港湾5工種)

※技術提案評価点、施工計画評価点、賃上げ実施企業点は除く

1) 「企業の能力等」の換算

発注する工事内容により、「作業船の保有等及びICTの活用」の評価を行う場合と、行わない場合、また片方のみ評価を行う場合があるが、いずれの場合も「企業の能力等」の配点合計を8点換算し、「企業の能力等の換算点(a)」を算出する。

評価項目	配点			
	作業船あり ICT評価なし	作業船及び ICT評価あり	作業船及び ICT評価なし	作業船なし ICT評価あり
施工実績	2.5	2.5	2.5	2.5
工事成績	3.0	3.0	3.0	3.0
表彰	1.0	1.0	1.0	1.0
登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用	1.0	1.0	1.0	1.0
特別港湾潜水士の配置	1.0	1.0	1.0	1.0
ワークライフバランス推進企業	1.0	1.0	1.0	1.0
作業船の保有者	2.5	2.5		
ICTの活用		2.0		2.0
合計	①	②	③	④
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価あり 「特別港湾潜水士の配置」評価あり 換算点a	a=①× 8.0/12.0	a=②× 8.0/14.0	a=③× 8.0/9.5	a=④× 8.0/11.5
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価あり 「特別港湾潜水士の配置」評価なし 換算点a	a=①× 8.0/11.0	a=②× 8.0/13.0	a=③× 8.0/8.5	a=④× 8.0/10.5
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価なし 「特別港湾潜水士の配置」評価あり 換算点a	a=①× 8.0/11.0	a=②× 8.0/13.0	a=③× 8.0/8.5	a=④× 8.0/10.5
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価なし 「特別港湾潜水士の配置」評価なし 換算点a	a=①× 8.0/10.0	a=②× 8.0/12.0	a=③× 8.0/7.5	a=④× 8.0/9.5

表 ワークライフバランス推進企業の評価をする場合(港湾土木工事A等級の工事)の企業の能力等の算出

評価項目	配点			
	作業船あり ICT評価なし	作業船及び ICT評価あり	作業船及び ICT評価なし	作業船なし ICT評価あり
施工実績	2.5	2.5	2.5	2.5
工事成績	3.0	3.0	3.0	3.0
表彰	1.0	1.0	1.0	1.0
登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用	1.0	1.0	1.0	1.0
特別港湾潜水士の配置	1.0	1.0	1.0	1.0
作業船の保有者	2.5	2.5		
ICTの活用		2.0		2.0
合計	①	②	③	④
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価あり 「特別港湾潜水士の配置」評価あり 換算点a	a=①× 8.0/11.0	a=②× 8.0/13.0	a=③× 8.0/8.5	a=④× 8.0/10.5
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価あり 「特別港湾潜水士の配置」評価なし 換算点a	a=①× 8.0/10.0	a=②× 8.0/12.0	a=③× 8.0/7.5	a=④× 8.0/9.5
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価なし 「特別港湾潜水士の配置」評価あり 換算点a	a=①× 8.0/10.0	a=②× 8.0/12.0	a=③× 8.0/7.5	a=④× 8.0/9.5
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価なし 「特別港湾潜水士の配置」評価なし 換算点a	a=①× 8.0/9.0	a=②× 8.0/11.0	a=③× 8.0/6.5	a=④× 8.0/8.5

表 ワークライフバランス推進企業の評価をしない場合の企業の能力等の算出

(例)
 「作業船」評価あり
 「ICT活用」評価なし
 「登録海上起重基幹技能者等の登用」評価あり
 「特別港湾潜水士の配置」評価あり
 「ワークライフバランス認定」評価あり
 の場合、上表に示す青枠の配点が適用され、配点の合計が8.0点となるよう、合計に8.0/12.0を乗じる。

6-1 加算点の算出方法(WTO、チャレンジ型を除く)(港湾5工種)

※技術提案評価点、施工計画評価点、賃上げ実施企業点は除く

2)「技術者の能力等」の換算

発注する工事内容により、「保有資格」の評価対象資格数が異なり、また「地域実績」を設定する場合と、しない場合があるが、いずれの場合も「技術者の能力等」の配点合計を8点換算し「技術者の能力等の換算点(b)」を算出する。

技術者の能力等	評価項目	配点					
		評価対象資格2資格以上		評価対象資格1資格		評価対象資格なし	
経験	2.5	9.0	8.5	7.5	2.5		
工事成績	3.0				3.0		
表彰	1.0				1.0		
保有資格	1.5				1.0		
継続教育	1.0				1.0		
地域実績	2.0				2.0		
合計	②	②'	②''				
換算点b	b=②×8.0/9.0		b=②'×8.0/8.5		b=②''×8.0/7.5		

表 地域実績を設定しない場合の技術者の能力等の算出

技術者の能力等	評価項目	配点					
		評価対象資格2資格以上		評価対象資格1資格		評価対象資格なし	
経験	2.5	11.0	10.5	9.5	2.5		
工事成績	3.0				3.0		
表彰	1.0				1.0		
保有資格	1.5				1.0		
継続教育	1.0				1.0		
地域実績	2.0				2.0		
合計	②	②'	②''				
換算点b	b=②×8.0/11.0		b=②'×8.0/10.5		b=②''×8.0/9.5		

表 地域実績を設定する場合の技術者の能力等の算出

3)「地域精通度・貢献度等」の算出

発注する工事内容により、「災害時に対応できる作業船保有評価」を行う場合と、行わない場合、及び「災害時の事業継続力の認定」の有・無があるが、いずれの場合も「地域精通度・貢献度等」の配点合計を4点換算し、「地域精通度・貢献度等の換算点(c)」を算出する。

地域精通度・貢献度等	評価項目	配点							
		災害時の事業継続力の認定あり (「港湾土木工事(A及びB等級対象工事)」、「港湾しゅんせつ工事(A及びB等級対象工事)」に適用)				災害時の事業継続力の認定なし (左記工種以外の場合)			
		災害時に対応できる作業船保有評価なし		災害時に対応できる作業船保有評価あり		災害時に対応できる作業船保有評価なし		災害時に対応できる作業船保有評価あり	
災害協定の締結	1.0	5.0	6.0	4.0	5.0	1.0			
災害復旧等の実績	1.0					1.0			
ボランティア	1.0					1.0			
管内実績	1.0					1.0			
災害時に対応できる作業船保有の状況	1.0					1.0			
災害時の事業継続力の認定	1.0					1.0			
合計	③	④	⑤	⑥					
換算点c	c=③×4.0/5.0		c=④×4.0/6.0		c=⑤×4.0/4.0		c=⑥×4.0/5.0		

6-1 加算点の算出方法(WTO、チャレンジ型を除く)(港湾5工種)

※技術提案評価点、施工計画評価点、賃上げ実施企業点は除く

4)「加算点小計」の算出

1)~3)で算出した「企業の能力等の換算点(a)」、「技術者の能力等の換算点(b)」、「地域精通度の点(c)」の合計を総合評価方式別に換算を行い「加算点の小計(d)」を算出する。

(※小数第2位四捨五入)

総合評価方式	加算点 小計：d※
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型	$(a+b+c) \times 40/20$
施工能力評価型(I・II型) 施工体制確認型以外	$(a+b+c) \times 30/20$
施工能力評価型 (I型・施工計画重視型)	$(a+b+c) \times 20/20$
技術提案評価型 (S型・非WTO)	

1)~3)の配点の合計は20点となっており、以下に示すとおり総合評価方式別の合計となるよう換算を行う。

- ・「施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型」:40点 → $d=(a+b+c) \times 40/20$
- ・「施工能力評価型(I・II型)施工体制確認型以外」:30点 → $d=(a+b+c) \times 30/20$
- ・「施工能力評価型(I型)施工計画重視型」:20点 → $d=(a+b+c) \times 20/20$
- ・「技術提案評価型(S型・非WTO)」20点 → $d=(a+b+c) \times 20/20$

※ 1)~3)で算出するa~cについては、四捨五入を行わず、dについては、小数第2位四捨五入を行う。

5)「加算点合計」の算出

4)で算出した「加算点の小計(d)」に「工事信頼度等小計(e)」を加え、加算点合計を算出する。

∴ 加算点の合計 = d+e

評価項目		配点
工事信頼度等	工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を65点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。
		中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。
工事信頼度等小計		e

6-2 加算点の算出方法(チャレンジ型)

※技術提案評価点、施工計画評価点、賃上げ実施企業点は除く

1) 「企業の能力等」の換算

発注する工事内容により、「ICTの活用」の評価を行う場合と、行わない場合があるが、いずれの場合も「企業の能力等」の配点合計を5点換算し、「企業の能力等の換算点(a)」を算出する。

評価項目	配点	
	ICT評価なし	ICT評価あり
施工実績	4.0	4.0
登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用	1.0	1.0
特別港湾潜水士の配置	1.0	1.0
ワークライフバランス推進企業	1.0	1.0
ICTの活用		2.0
合計	①	②
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価あり 「特別港湾潜水士の配置」評価あり 換算点a	$a=① \times 5.0/7.0$	$a=② \times 5.0/9.0$
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価あり 「特別港湾潜水士の配置」評価なし 換算点a	$a=① \times 5.0/6.0$	$a=② \times 5.0/8.0$
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価なし 「特別港湾潜水士の配置」評価あり 換算点a	$a=① \times 5.0/6.0$	$a=② \times 5.0/8.0$
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価なし 「特別港湾潜水士の配置」評価なし 換算点a	$a=① \times 5.0/5.0$	$a=①' \times 5.0/7.0$

表 ワークライフバランス推進企業の評価をする場合 (港湾土木工事A等級の工事)の企業の能力等の算出

評価項目	配点	
	ICT評価なし	ICT評価あり
施工実績	4.0	4.0
登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用	1.0	1.0
特別港湾潜水士の配置	1.0	1.0
ICTの活用		2.0
合計	①	②
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価あり 「特別港湾潜水士の配置」評価あり 換算点a	$a=① \times 5.0/6.0$	$a=② \times 5.0/8.0$
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価あり 「特別港湾潜水士の配置」評価なし 換算点a	$a=① \times 5.0/5.0$	$a=② \times 5.0/7.0$
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価なし 「特別港湾潜水士の配置」評価あり 換算点a	$a=① \times 5.0/5.0$	$a=② \times 5.0/7.0$
「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの登用」評価なし 「特別港湾潜水士の配置」評価なし 換算点a	$a=① \times 5.0/4.0$	$a=①' \times 5.0/6.0$

表 ワークライフバランス推進企業の評価をしない場合の企業の能力等の算出

2) 「技術者の能力等」の換算

発注する工事内容により、「保有資格」の評価対象資格数が異なり、いずれの場合も「技術者の能力等」の配点合計を5点換算し「技術者の能力等の換算点(b)」を算出する。

評価項目	配点		
	評価対象資格2資格以上	評価対象資格1資格	評価対象資格なし
経験	3.0	3.0	3.0
保有資格	1.0	0.5	4.0
継続教育	1.0	1.0	1.0
合計	②	②'	②''
換算点b	$b=② \times 5.0/5.0$	$b=②' \times 5.0/4.5$	$b=②'' \times 5.0/4.0$

表 技術者の能力等の算出

6-2 加算点の算出方法(チャレンジ型)

※技術提案評価点、施工計画評価点、賃上げ実施企業点は除く

(※小数第2位四捨五入)

3) 「加算点小計」の算出

総合評価方式	加算点 小計：c※
技術提案評価型 (S型・非WTO・チャレンジ型)	(a+b)×10/10
施工能力評価型 (I型・施工計画重視型・チャレンジ型) 施工体制確認型	(a+b)×10/10
施工能力評価型 (I型・施工計画重視型・チャレンジ型) 施工体制確認型以外	(a+b)×5/10

1)～2)で算出した「企業の能力等の換算点(a)」、「技術者の能力等の換算点(b)」の合計を総合評価方式別に換算を行い「加算点の小計(c)」を算出する。

1)～2)の配点の合計は10点となっており、以下に示すとおり総合評価方式別の合計となるよう換算を行う。

- ・「技術提案評価型(S型・非WTO・チャレンジ型)」:10点 → $c=(a+b) \times 10/10$
 - ・「施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型)施工体制確認型」:10点 → $c=(a+b) \times 10/10$
 - ・「施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型)施工体制確認型以外」:5点 → $c=(a+b) \times 5/10$
- ※ 1)～2)で算出するa～bについては、四捨五入を行わず、cについては、小数第2位四捨五入を行う。

4) 「加算点合計」の算出

3)で算出した「加算点の小計(c)」に「工事信頼度等小計(d)」を加え、加算点合計を算出する。

∴ 加算点の合計 = c+d

評価項目			配点
工事信頼度等	工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係)での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を65点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点
		中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点
工事信頼度等小計			e

6-3 加算点の算出方法(港湾5工種以外)

※技術提案評価点、施工計画評価点、賃上げ実施企業点は除く

1) 「企業の能力等」の換算
 「企業の能力等」の配点合計を8点換算し、
 「企業の能力等の換算点(a)」を算出する。
 (表 企業の能力等の算出参照)

企業 の 能力 等	評価項目		配点	
	施工実績	2.5	6.5	
	工事成績	3.0		
	表彰	1.0		
	合計			①
換算点a			a=①× 8.0/6.5	

表 企業の能力等の算出

2) 「技術者の能力等」の換算
 「技術者の能力等」の配点合計を8点換算し、
 「技術者の能力等の換算点(b)」を算出する。
 (表 技術者の能力等の算出参照)

技術者 の 能力 等	評価項目		配点	
	経験	2.5	7.5	
	工事成績	3.0		
	表彰	1.0		
	継続教育	1.0		
	合計			②
換算点b			b=②× 8.0/7.5	

表 技術者の能力等の算出

3) 「地域精通度・貢献度等」の算出
 「地域精通度・貢献度等」については『6-1 加算点の算出方法
 (WTO、チャレンジ型を除く)(港湾5工種) 3)「地域精通度・
 貢献度等」の算出』と同様

4) 「加算点小計」の算出
 「総合評価方式」別の換算については、『6-1 加算点の算出方法(WTO、チャレンジ型
 を除く)(港湾5工種) 4)「加算点小計」の算出』と同様

5) 「加算点合計」の算出
 加算点合計の算出については、『6-1 加算点の算出方法(WTO、チャレンジ型を除く)
 (港湾5工種) 5)「加算点合計」の算出』と同様

7. 施工計画の評価

7 施工計画

2) 評価

- ・施工能力評価型（I 型）
施工計画について「可」か「不可」のみを評価する。（加算点無し）
- ・施工能力評価型（I 型・施工計画重視型）
施工計画について評価する（加算点 20点）

施工能力評価型（I 型・施工計画重視型）の評価基準

評価基準	配点
工事内容及び現場条件を踏まえた具体的な記載がある	20点 (10点×2項目)
工事内容及び現場条件を踏まえた記載がある	
工事内容及び現場条件を踏まえた記載が不十分である	
施工計画が不適切である	

記載された施工計画の内容(4個)の個々に対して評価を行い、施工計画の適切性の程度に応じて評価を行う。

7 施工計画

3) 留意事項

○4つの【配慮事項】、【具体的な施工計画】のうち、1つでも不可もしくは不適切と評価された場合、欠格とする。なお、以下に該当する提案は、不可若しくは不適切と判断する

- ・「関係法令を遵守していない」
- ・「施工計画が白紙又は未提出」
- ・「施工計画の内容が求めた要件と明らかに違う」
- ・「施工計画の内容が明らかに特記仕様書を満足していない」
- ・「その他実施してはならない事項について記載がある」

○【具体的な施工計画】は、特記仕様書、共通仕様書等の内容をそのまま記載しないこと。
(特記仕様書、共通仕様書等の記載事項を実施する上で、どのような点に配慮し対応するかについて具体的に記載すること。)

例) 安全監視船の配置が特記仕様書で記載されている場合。

《 × (具体的な記載がない) 》

- ・工事安全のため安全監視船を配置する

《 ○ (具体的な記載がある) 》

- ・●●の際に、●●が懸念されるため、●●時は安全監視船で●●の対応を行う。

○受注者の責により施工計画が履行できない場合は、「請負工事成績評定」の減点を行なう。減点の範囲は施工計画の内容に照らし、最大10点減点とする。

8. 技術提案について

8 技術提案

技術提案

技術提案は、当該工事で発生が懸念される(指定テーマに該当する)課題とその対応策を提案するものである。

1) 指定テーマについて

指定テーマは技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合1テーマ、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、2テーマを設定する。なお、指定テーマを設定した理由については「設定理由」として記載している。

2) 提案数について

技術提案は、2提案行うものとする。よって、技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合、合計2提案、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、合計4提案行う。

3) 技術(工夫)の取扱いについて

入札方式、総合評価方式毎の指定テーマにおける技術(工夫)の取扱いについては、以下のとおりとする。(次ページ参照)

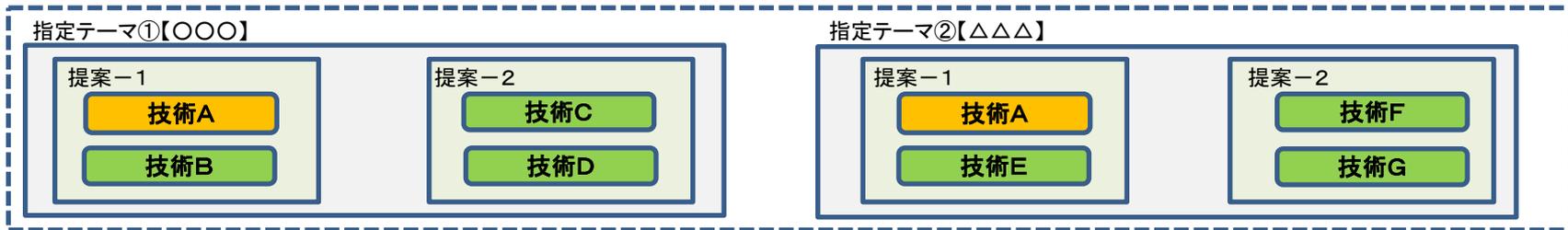
8 技術提案

【入札方式、総合評価方式毎】

【WTOの場合】

WTOは、「指定テーマ」が2つ設定されるが、1つ目のテーマに提案した技術(工夫)が2つ目のテーマにも明確に合致する場合に限り、同一技術(工夫)を重複して提案することは可能とする。

例) 指定テーマ①で使用される技術を指定テーマ②で提案



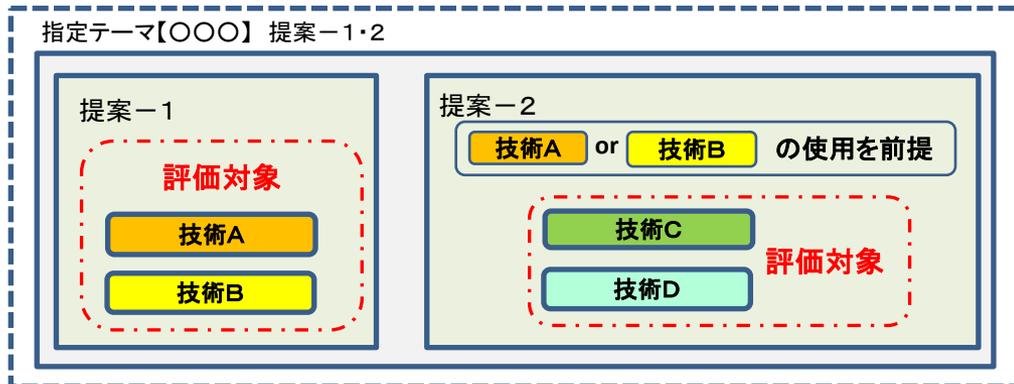
【技術提案評価S型 (WTO・非WTO) の場合】

技術提案は、実施義務が発生することから提案-1の実施を前提とした提案-2については認める。

ただし、提案-1の技術(工夫)の有効性が認められないと判断した際にはこれを前提とする提案-2の有効性も認められないと判断する場合がありますので留意すること。

提案-1の技術(工夫)の有効性が認められない場合でもこれを前提とする提案-2の有効性が認められる場合はある。

例) 提案-1で使用される主たる技術(工夫)を前提に、提案-2の技術(工夫)を提案



8 技術提案

4) 技術提案書の記載方法

入札説明書記載例

②技術提案

指定テーマ	〇〇工における品質管理 《提案1、提案2》	加算点
設定理由	本工事における〇〇〇の施工については、施工後の△△に影響を及ぼすため、品質管理に関する配慮が必要である。 このことから、「〇〇工における品質管理」が重要であり、「指定テーマ」として設定する。	30点 (判定方式)
当局標準案	特記仕様書、港湾工事共通仕様書、土木工事共通仕様書、港湾請負工事積算基準、土木工事標準積算基準書、港湾工事安全施工指針、土木工事安全施工技術指針を標準とする。	

- ①「指定テーマ」
当該箇所には入札説明書に記載の「指定テーマ」を様式に転記する。
- ②「提案〇」 ※〇は1、2のいずれか
当該箇所には、提案内容の即したタイトルを1行以内で記載する。
- ③「本工事の課題」
当該箇所には、工事内容、「指定テーマ」、「設定理由」を踏まえ、本工事において発生が懸念される課題、課題に着眼した理由について記載する。
- ④「技術提案の内容・効果・実施方法」
「本工事の課題」で記載した課題の解決策について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等について具体的に記載する。
- ⑤「新技術の活用」
「技術提案の内容・効果・実施方法」に記載した中に新技術の活用がある場合、記載する。

※ここでの新技術は、「新技術情報提供システム(NETIS)」、「港湾関連民間技術評価」、「建設技術審査証明」に登録された技術、または「国土技術開発賞」を受賞した技術とする。評価制度の名称、認証機関、登録番号、有効期限(NETISの場合は掲載期限)、受賞年月日を記載すること。

様式記載例

様式例(別記様式-4-2)

(用紙A4縦)

技術提案書(詳細)

工事名: 令和〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

指定テーマ	〇〇工における品質管理
提案1	【留意事項】 ・タイトルを1行以内で記載すること。「技術提案書(概要)」と整合していること。
本工事の課題	【留意事項】 ・工事内容、設定理由等を踏まえ、本工事の課題、課題に着眼した理由について記載すること。
技術提案の内容・効果・実施方法	記載例 ○提案目的 (※1行以内で記述する) ○提案する技術(工夫) (※1行以内で記述する) 技術(工夫)1つ目: ●●●●●●●● (技術(工夫)2つ目: ●●●●●●●● <必要な場合に記載出来る>) ○具体的な提案内容 ・提案内容の概要 ・見込まれる効果 ・実施方法 など 【留意事項】 ・「指定テーマ」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決策について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等を具体的に記載すること。 ・技術提案書(概要)に記載した内容と整合が取れていること。 ・1提案内で提案できる技術(工夫)は2つ以内(1つでも可)とする。 なお、1提案内に技術(工夫)が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術(工夫)を評価し、3つ目以降の技術(工夫)は評価しない。ただし、複数の技術により一体化に構成された技術提案は、1つの技術(工夫)として提案することは可能とする。 評価対象とならなかった技術(工夫)についても実施義務が生じるので注意すること。
新技術の活用	【留意事項】 上記技術提案に記載した中で活用がある場合に記載する。 ・新技術の活用がある場合、加算点を与えるのは1つの指定テーマに対し1つとする。 ・「新技術情報提供システム(NETIS)」、「港湾関連民間技術評価」、「建設技術審査証明」に登録された技術、または「国土技術開発賞」を受賞した技術の活用がある場合、評価制度の名称、認証機関、登録番号、有効期限(NETISの場合は掲載期限)、受賞年月日等を記載すること。 ・「新技術の活用」については技術資料提出期限日時時点で、有効期限(NETISの場合は掲載期限)内であること。また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。 ・新技術が、1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫)に記載されている場合、評価しない。

- 注1: 提案1つにつき図・写真等も含め、A4用紙(縦)・1ページ以内にとめること。提案数については入札説明書で確認すること。なお、規程枚数を超過した場合、超過部分については評価の対象としない。技術提案内容の補足説明の追加も認めない。
- 注2: 技術提案書の文字サイズは10ポイント以上、文字色は黒とする。(図・写真等を除く)
- 注3: 技術提案を行わない場合、本様式の提出は不要。
- 注4: 根拠として文献等を引用する場合、そのコピーを添付し引用箇所を明確にすること。なお、文献等のコピーについては、注1の規程枚数には含まなくてもよい。
- 注5: 申請者が特定できる文言等は記載しないこと。

8 技術提案

5) 留意事項

○別記様式 技術提案書(詳細)の留意事項

「指定テーマ」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方策について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等を具体的に記載すること。

- ・技術提案書(概要)に記載した内容と整合が取れていること。

- ・1提案内で提案できる技術(工夫)は2つ以内(1つでも可)とする。

なお、1提案内に技術(工夫)が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術(工夫)を評価し、3つ目以降の技術(工夫)は評価しない。ただし、複数の技術により一体化に構成された技術提案は、1つの技術(工夫)として提案することは可能とする。

評価対象とならなかった技術(工夫)についても実施義務が生じるので注意すること。

○新技術の活用の留意事項

- ・新技術の活用がある場合、加算点を与えるのは1つの指定テーマに対し1つとする。

- ・「新技術の活用」については技術資料提出期限日時点で、有効期限内であること。

(NETISの場合は掲載期限を迎えていない技術であること)

また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。

- ・新技術が、1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫)に記載されている場合、評価しない。

8 技術提案

○評価しない提案内容

- ・法令違反に該当するもの
- ・特記仕様書の内容と異なるもの
※図面に記載された内容(参考図除く)も該当する。
- ・指定された様式を外れて記載された部分のもの
(1提案につきA4で1枚、10ポイントを外れる記載)
- ・指定テーマに即していないもの
- ・「本工事の課題(別記様式4-2)」の内容に対し、提案内容が合っていないもの
- ・同様の技術提案が複数回記載されている場合、評価された順で2回目以降のもの
※例)同様の技術(同じ技術)を場所や時期等を変えて提案1、提案2で記載した場合は、提案1に記載された技術のみ評価する。
- ・1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫)

8 技術提案

○評価しない提案内容

- ・「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」に該当するもの
※http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/file/content/file/210326_data3.pdf
- ・特記仕様書、共通仕様書、請負工事積算基準、工事安全施工指針等に示すものと同等的なもの
- ・他機関等との調整が必要となるもの
※海上保安部、港湾管理者、民間企業、漁業者等との調整、他工事との調整等
- ・提案の実施により新たな課題が生じるが、その課題解決についての具体的な記載がないもの
※例えば、精度確保(品質管理)に関する提案する場合、当該技術提案を実施すると標準案と比較し安全面で問題が発生する可能性があるが、その安全確保のための解決策が同提案内で未記載の場合。
- ・特記仕様書の工事内容に含まれない内容にかかるもの
- ・その他、適切と認められないもの

9. 賃上げ実施企業の評価

9 賃上げ実施企業の評価

1) 確認内容

賃上げの実施を表明した企業について、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下、表明書という。)の提出の有無について、確認する。

2) 評価

評価項目	評価基準	配点
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	配点表による
	契約を行う予定の年の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で「給与総額」を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
	表明なし	0.0点
	賃上げが未実行な者等に対する減点	配点表による

※(R7.4.1～R7.12.31 契約予定の場合)令和7年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年(暦年)
 (R8.1.1～R8.3.31 契約予定の場合)令和7年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年(暦年)
 (R8.4.1～R8.12.31 契約予定の場合)令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年(暦年)

【総合評価落札方式の種別による配点表】

総合評価落札方式の種別		加点	減点
技術提案評価型	A型	4点(3点)	-5点(-4点)
	S型・WTO	4点	-5点
	S型・非WTO	3点(3点)	-4点(-4点)
	S型・非WTO・チャレンジ型	3点(2点)	-4点(-3点)
施工能力評価型	I型、I型・施工計画重視型、II型	3点(2点)	-4点(-3点)
	I型・施工計画重視型・チャレンジ型	2点(2点)	-3点(-3点)

※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。
 ※総合評価落札方式の種別と配点の見直しに伴い、変更となる場合がある。

9 賃上げ実施企業の評価

3) 留意事項

- 共同企業体については、構成員となる各企業すべての表明書を提出すること。
なお、各構成員の表明書が不足している場合、加点評価しない。

- 中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、提出がない場合、表明書の提出があっても加点評価しない。

- 「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。
ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

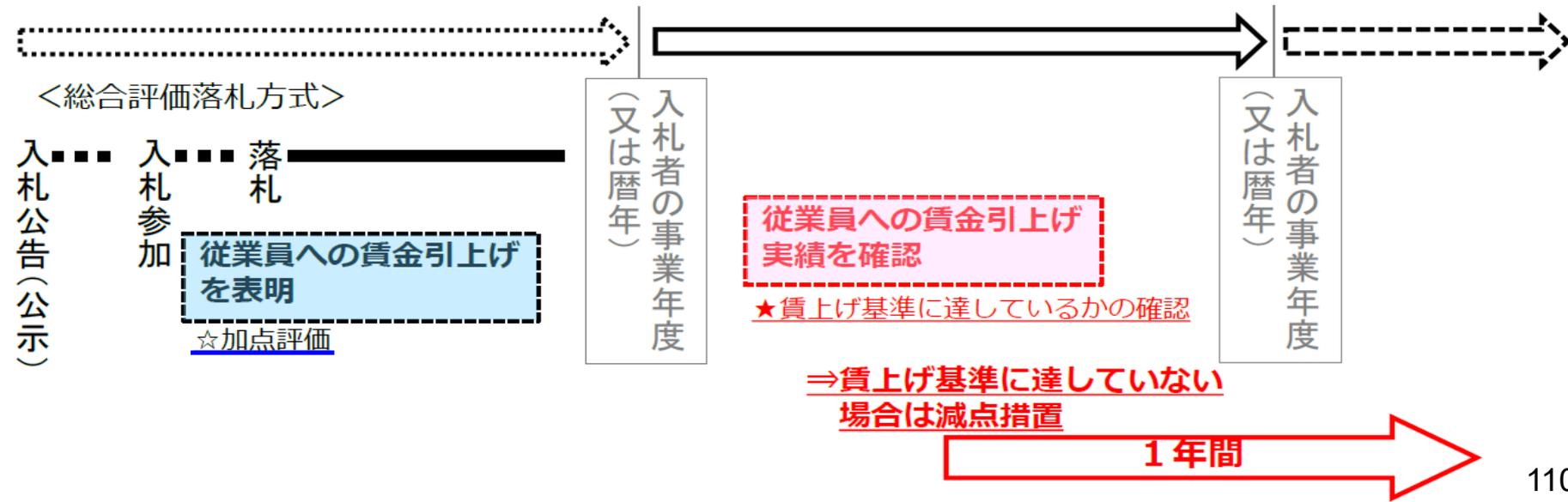
- 本取組により加点を受けた落札者は、下記資料を下記期限までに提出すること。
(事業年度単位での賃上げを表明した場合)
賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書(※)」を賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に支出負担行為担当官に提出すること。
(暦年単位での賃上げを表明した場合)
賃上げを表明した年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(※)」を賃上げ実施終了月の月末から3か月以内に支出負担行為担当官に提出すること。

9 賃上げ実施企業の評価

○経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

○本取組により加点を受けた落札者においては、確認書類(※)が期限までに提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、通知された日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。

【実施のイメージ】



10. その他

10 一括審査方式

一括審査方式とは

受発注者双方の負担軽減を図るため、同一の申請書で複数の工事の審査を行う方式。
なお、一括審査方式となる工事案件は、入札公告、入札説明書に明記された案件に限る。

落札決定イメージ

開札順

(企業名)	その1工事 (評価値)	→ その2工事 (評価値)
A者	1位【受注】	無効
B者	2位	2位
C者	3位	1位【受注】
D者	4位	4位

留意事項

- 単独工事、もしくは複数工事、いずれかを選択する事が可能。
- 複数工事への申請する場合でも1件ごとに「競争参加資格確認申請書(別記様式-1)」の提出が必要。なお、「競争参加資格確認申請書(別記様式-1)」に添付する書類(別記様式-2以降及び、根拠資料)については、当局が指定する工事にもみ共通の書類を添付すること。複数の異なる添付書類を提出した場合は、欠格となる。
- JVで複数工事への参加の場合、同じ組み合わせでの申し込みが必要。工事毎に異なる組み合わせで申請した場合、欠格となる。

10 一括審査方式

- 単独工事もしくは、複数工事のいずれかに関わらず、配置予定技術者の申請は1名とする。(複数工事の場合でも、それぞれに別の技術者を申請することは不可。)配置予定技術者を2名以上申請した場合、欠格とする。
- 指定された開札順番で開札し、工事ごとに評価値の最も高い者を落札決定する。
- 先の開札工事で落札決定となった場合は、以降の入札は無効扱いとなる。